

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社東京証券取引所グループ
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 3666 - 1361
【事務連絡者氏名】	渉外広報部長 多賀谷 彰
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所グループ (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、特段の記載がない限り、株式会社東京証券取引所グループをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」及び「大阪証券取引所」とは、株式会社大阪証券取引所をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法への違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。
- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類の内容が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結

果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）規則14 e - 5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社大阪証券取引所

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

平成23年11月22日付「株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の経営統合に関する合意について」において公表いたしましたとおり、当社は、大阪証券取引所「JASDAQ市場（スタンダード）」（以下「JASDAQスタンダード」といいます。）に上場している対象者との間で、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて合意し、平成23年11月22日付で統合契約（以下「本統合契約」といいます。本統合契約の内容につきましては、後記「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）を締結いたしました。本経営統合は、まず本公開買付けの実施により対象者を子会社化し、その後、対象者を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。本合併後の対象者を「統合持株会社」といいます。）を行うことを予定しておりました。今般、当社と対象者の間で本経営統合に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）の方法及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、当社は、平成24年7月10日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、当社は対象者の議決権の過半数を保有することとなる株式数を買付予定数の下限（135,001株。対象者が平成24年6月13日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数（270,000株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして、50.00%（小数点以下第三位を四捨五入していません。以下、比率の計算において同様に計算しております。））として設定し、応募株式の総数がかかる買付予定数の下限（135,001株（保有割合：50.00%））に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行わない予定です。また、応募株式の総数が買付予定数の上限（179,999株（保有割合：66.67%））を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者によって公表された平成24年7月10日付「株式会社東京証券取引所グループによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見について、以下のとおり決議したとのことです。

対象者は、平成24年7月10日開催の対象者の取締役会において、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本経営統合の一環として行われる本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、()引き続き対象者の株式を保有して統合持株会社の株主となっただけにとの選択肢に加えて、()本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであります。

対象者は、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付価格である480,000円（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であり、かつ、対象者の株主の皆様が上記のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利ではないものであると判断しており、第一義的には、株主の皆様に対し()及び()の両選択肢も踏まえて、本公開買付けに応募されるか否かをご判断いただくこととしております。

一方で、本公開買付けには下限が設定されており、対象者の中長期的な企業価値を向上させると考えられる本経営統合の実現には本公開買付けに対して一定程度以上の対象者の株主の皆様が応募されることが不可欠です。

以上から、対象者の取締役会は、本経営統合の実現に向けて、本公開買付けに応募するとの選択肢が有利であることと判断される株主の皆様には本公開買付けに対して応募されることを推奨する旨、また、その他の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、当該株主の皆様の判断に委ねる旨を、上記賛同の意見表明と併せて対象者の取締役会で決議いたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）、東京証券取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社4社及び持分法適用関連会社4社を有する法上の金融商品取引所持株会社であり、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には、大きく分けて、株券、ETF、REIT等の有価証券を売買する現物市場と、TOPIX先物取引を中心とする指数先物や国債先物、オプション取引を行うデリバティブ市場があり、上場、売買、清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は、世界の取引所の中で第3位、アジアでは最大の市場規模であり（平成24年5月末時点）、これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第3位であるとともに、日本国内における上場株式の売買代金の約9割を占める（平成23年1月～12月）など、世界でも有数の取引所であるとともに、我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

一方、対象者は、法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としております。対象者が開設する取引所金融商品市場では、株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部、JASDAQ及びETF等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも、日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引は、我が国を代表するデリバティブ商品であり、当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は、対象者の競争力の主要な源泉となっております。

両社を取り巻く環境は、情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により、企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで、国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また、金融取引システムの発展と共に、投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり、取引所間競争においては、当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに、こうした環境を背景として、海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり、日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには、規模の拡大、取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて、流動性の高い効率的な市場を確立し、投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は、このような外部環境について共通の危機意識を持ち、競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果、互いに現物市場とデリバティブ市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することで両社にとって、現物市場とデリバティブ市場の双方において、国内での確固たる地位を確立すると共に、規模の拡大、当社グループにおける東証一部・TOPIX先物・国債先物を中心とした取扱い金融商品、対象者の日経225先物・オプションを中心とした取扱い金融商品を併せることによる取扱い金融商品の多様化・コスト削減によるグローバル競争力の強化、さらには、両社の市場機能の集約、取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性向上といった大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また、本経営統合により、国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは、市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し、さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し、両社は、平成23年11月22日付で経営統合を行うことを合意いたしました。

本経営統合によって、現時点で両社が実現を期待しているシナジー効果としては、次のものを想定しております。

(a) 収益面におけるシナジー

本経営統合により、ユーザー利便性の向上、営業力強化などによる取引数量の増加を起因とした取引参加料金の増加、魅力的な取引所となり国内外のIPO（新規株式公開）数が増加することによる上場関連収入の増加、提供情報の多様化による情報提供サービスの需要拡大等の収益面におけるシナジーが期待されます。

(b) 費用面におけるシナジー

本経営統合により、システム統合による、システム開発・運用費用の削減、システム関連のコストシナジー（システム統合後に実現）等の費用面におけるシナジーが期待されます。

(c) その他の効果

本経営統合により、デリバティブ清算機能の統合による投資家の投資効率の向上、組織統合によるノウハウの集約・人材有効活用をテコにした商品・制度企画及びサービスの更なる向上等のその他の効果が期待されます。

非上場会社である当社と上場会社である対象者は、本経営統合を実現するため、経営統合の手法について、公開買付け、合併、株式交換等の様々な案を検討してまいりましたが、最終的に、統合持株会社における財務負担・最適資本構成やEPS（1株当たり利益）への影響、必要となる事務負担等を総合的に勘案し、本公開買付けを行った後に、本合併を行うという取引ストラクチャーを採用することで合意に至りました。両社は、対等の精神に基づき、本経営統合を行うものとし、本経営統合は、関係当局の許認可等を条件として、まず本公開買付けの実施により対象者を子会社化し、その後、対象者を存続会社、当社を消滅会社とする本合併を行うことを予定してまいりました。今般、当社と対象者の間で本経営統合に

関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、当社は、平成24年7月10日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合には、当社及び対象者は、本統合契約に基づき、対象者を存続会社、当社を消滅会社とする本合併を行います。また、本経営統合は持株会社方式によるものとし、本合併後の統合持株会社への移行が円滑に行われるようにするために、両社の株主総会の承認を前提に、両社において、それぞれグループ内での会社分割（以下「両社会社分割」といいます。）を実施することを予定しています。その具体的な手続は以下のとおりです。

(a) 本公開買付けの成立後、両社は、本合併に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結します。なお、本合併の割当比率（以下「本合併比率」といいます。）は、次のとおりとします。

会社名	当社	対象者
本合併に係る割当ての内容	0.2019	1
合併により発行する新株式数	普通株式：459,068株	

(注1) 当社の株式1株に対して、対象者の株式0.2019株を割当て交付します。但し、当社が保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行いません。

- (b) 本合併契約の締結後、当社は、東証との間で、当社を分割会社、当社の100%子会社である東証を承継会社として、子会社の経営管理事業を除く全ての事業を承継対象（詳細は今後当社と対象者との間で協議の上決定する予定です。）とする吸収分割契約（以下「東証グループ吸収分割契約」といいます。）を締結します。
- (c) 本合併契約の締結後、対象者は、対象者を分割会社とする吸収分割の承継会社となるための対象者の100%子会社（以下「大証M」といいます。）を新たに設立し、大証Mとの間で、対象者の行う金融商品取引所事業の全部を承継対象（詳細は今後当社と対象者との間で協議の上決定する予定です。）とする吸収分割契約（以下「大証吸収分割契約」といいます。）を締結します。
- (d) 両社は、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の締結後、遅滞なく株主総会（以下、当社については「東証承認株主総会」といい、対象者については「大証承認株主総会」といいます。）をそれぞれ招集し、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の承認議案（対象者については本合併契約に定める内容の定款変更議案並びに本合併契約に定める対象者における取締役及び会計監査人の選任議案を含む。）その他本経営統合に必要な事項として両社が別途合意する事項に関する議案を提出し、これらにつき株主総会の承認を求めます。

(e) 本合併の効力発生日は平成25年1月1日とし、両社会分割の効力発生日は本合併の効力発生日と同日を目途として両社が別途協議の上合意する日とします。なお、これらの効力発生日は、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で合意の上、変更することができます。

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程（予定）は、以下のとおりです。

東証承認株主総会及び大証承認株主総会の基準日	平成24年秋
本合併契約の締結	
東証グループ吸収分割契約締結	
大証Mの設立	
大証吸収分割契約締結	
東証承認株主総会	
大証承認株主総会	
東証グループ吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日
本合併の効力発生日	平成25年1月1日
大証吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日

また、本合併後の統合持株会社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

(a) 統合持株会社の概要

商号	株式会社日本取引所グループ（仮称）
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理
本店所在地	東京都中央区
形態	委員会設置会社
事業年度の末日	3月31日

本合併の効力発生日における統合持株会社の取締役の人数及び構成は、本合併契約の締結時までに両社が別途協議の上合意する者（但し、当社の代表執行役社長及び対象者の代表取締役社長を含むものとし、また両社がそれぞれ指名する社外取締役の人数は同数）とします。また、本合併の効力発生日において、当社の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）、対象者の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する予定です。

(b) 本経営統合後の組織再編の概要

統合持株会社は、本合併後に速やかに行う子会社の組織再編については、市場利用者の意向を考慮しつつ、現物市場運営会社を東証、デリバティブ市場運営会社を大証M、自主規制法人を東京証券取引所自主規制法人、清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構とする企業グループを形成します。

さらに、当社及び対象者は、本経営統合後の統合持株会社の企業理念等の方向性について、両社間で設置されている統合準備委員会（注2）において、次のとおり合意しております。なお、当該内容は、統合準備委員会で合意された現時点の方向性を示したものであり、統合持株会社の発足後、統合持株会社において最終的に決定することを予定しております。

(イ) 企業理念等

a. 企業理念

私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。

私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

b. 将来ビジョン

Your Exchange of Choice

～創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供するアジア地域でもっとも選ばれる取引所～

c. 信条（4つのC）

お客様第一主義 - Customer First

私たちは、多様なステークホルダーのニーズを把握し、お客様の満足の総和を最大化するため、常にお客様目線で考え抜き、最適解を模索し続けます。

社会からの信頼確保 - Credibility

私たちは、公正性・透明性の高い市場を日々安定的に運営するとともに、高い競争力、安定性、利便性とコスト効率を全て満たす信頼の高い社会インフラを構築します。

創造性の追求 - Creativity

私たちは、グローバルな競争力の強化とお客様の利便性向上のため、失敗を恐れず、チャレンジ精神と情熱をもって創造性の高い商品とサービスの提供に取り組みます。

社員の能力発揮 - Competency

私たちは、個々の社員の多様性を十分に活用し、その能力を最大限発揮することができる職場環境を創出していきます。

d. 事業戦略

豊富な流動性を誇る現物・デリバティブ市場、高度な清算決済機能、自主規制機能を備えた総合的な取引所グループの実現	
<p>現物市場・IPOの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現物市場の集約による利便性・効率性の向上 ✓ 国内外の投資魅力ある企業の上場促進 ✓ 上場会社向けサービスの拡充 ✓ ETF市場の流動性向上・利用者の裾野拡大 	<p>市場環境の変化に即した自主規制機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自主規制機能の一元化による機能強化と参加者負担の軽減 ✓ 多様化する取引スタイル・商品・企業特性等に則した適切な自主規制機能の発揮による信頼性の向上
<p>デリバティブ市場の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デリバティブ市場の集約による利便性・効率性の向上、両社の商品をクロスオーバーした商品等の新商品の開発 ✓ コモディティ等新しい分野への進出による機能強化 	<p>情報サービスの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規情報サービスの導入 ✓ 既存情報サービスの更なる拡充
<p>清算決済機能の強化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デリバティブ清算機能統合の推進 ✓ 清算・決済ビジネスフィールドの更なる拡大 ✓ リスク管理機能の更なる向上 	<p>政策提言・情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本の金融資本市場の競争力強化に向けた政策提言の実施 ✓ 多様な手段を活用した情報発信の拡充
<p>マーケットインフラの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ システム統合によるコスト削減と安定的運営の両立 ✓ 両社のインフラを統合した効率的・効果的なバックアップ体制の整備 ✓ 最先端ITを駆使した効率的なシステム開発 	
<p>シナジーの早期実現</p> <p>✓ 経営統合に伴う統合シナジー（システム費用削減、機能強化、効率化）の早期実現及び最大化</p>	

(ロ) 自己株式の取扱い

当社が本公開買付けにより取得する対象者の株式は、平成25年1月1日に予定されている本経営統合により、統合持株会社の自己株式となりますが、消却することを予定しております。

(ハ) 目標とする配当性向

取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を40%程度とすることを目標とします。

(二) 中期経営計画

統合持株会社の中期経営計画(3年間に実施する具体的な事業戦略や施策、定量的な目標等を定めた計画)については、本経営統合後、速やかに策定及び公表することとします。

(注2) 当社及び対象者は、本経営統合をできるだけ円滑かつ速やかに実現していくため、両社の社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置しております。

(3) 財務アドバイザーによる財務分析等の概要

公開買付者による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得
本公開買付価格の公正性を確保するため、当社は、両社から独立した財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー」といいます。)、野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。))及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社(平成24年4月1日付で大和証券株式会社と統合し、大和証券株式会社となりました。以下「大和証券CM」といいます。))に本公開買付価格の財務分析を依頼し、その算定結果の報告を受領しました。

また、当社は、平成23年11月21日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村証券及び大和証券CMから、それぞれ後記の3社の主要な前提条件(注3)及びその他各社個別の前提条件のもとに、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、対象者について、市場株価分析、類似企業比較分析、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー(以下「DCF」といいます。))分析に基づく分析結果を総合的に勘案して対象者の普通株式1株当たり株式価値のレンジを分析することにより本公開買付価格の分析を行っております。各々の分析により算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は、以下のとおりです。

	採用手法	対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定レンジ
(a)	市場株価分析	325,000円～419,000円
(b)	類似企業比較分析	316,431円～358,622円
(c)	DCF分析	473,354円～660,290円

(a) 市場株価分析：325,000円～419,000円

市場株価分析では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日を算定基準日(以下本項において「基準日」といいます。))として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日から1ヶ月前、3ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値(364,500円～385,000円、337,500円～412,500円)、及び本公開買付けに関する一部報道機関による報道がなされた平成23年7月5日の前営業日である平成23年7月4日を算定基準日(以下本項において「基準日」といいます。))として、対象者の平成22年度通期決算発表日以降最初の営業日である平成23年4月27日から基準日までのJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の株価終値(325,000円～419,000円)を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を325,000円～419,000円と分析しております。

(b) 類似企業比較分析：316,431円～358,622円

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する金融商品を取り扱う海外上場証券取引所として、CME Group Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.、CBOE Holdings, Inc.を選定した上で、それらの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を316,431円～358,622円と分析しております。

(c) D C F 分析：473,354円～660,290円

D C F 分析では、対象者から入手した事業計画に、主要な経営指標の推移を含む対象者の直近までの業績の動向、対象者が公表した各種 I R 資料、対象者に関するアナリスト・レポート、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を473,354円～660,290円と分析しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値は、予測期間最終年度を基礎としたフリー・キャッシュ・フローが一定の永久成長率で成長すると仮定して、ターミナル・バリュを算出する方法（以下「永久成長率法」といいます。）により算出しております。また、対象者の割引率としては5.0%～7.0%を、永久成長率としては-0.5%～0.5%を採用しております。

三菱 U F J モルガン・スタンレーによる分析及び意見の前提条件・免責事項については（注3）をご参照下さい。

野村證券は、対象者について、市場株価平均法、類似会社比較法及び D C F 法による算定を行いました。各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

	採用手法	対象者の普通株式 1 株当たり株式価値の算定レンジ
(a)	市場株価平均法	365,000円～382,113円
(b)	類似会社比較法	323,415円～518,654円
(c)	D C F 法	473,314円～624,999円

(a) 市場株価平均法：365,000円～382,113円

市場株価平均法では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日を基準日として、J A S D A Q スタンダードにおける対象者の普通株式の基準日終値（365,000円）、直近 1 週間の終値単純平均値（369,100円）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値（371,000円）、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値（382,113円）及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値（377,349円）を基に、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を、365,000円～382,113円と算定しております。

(b) 類似会社比較法：323,415円～518,654円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する海外上場証券取引所として C B O E Holdings, Inc., C M E Group Inc. 及び Intercontinental Exchange, Inc. を選定し、それらの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を、323,415円～518,654円と算定しております。

(c) D C F 法：473,314円～624,999円

D C F 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、経営指標の推移を含む対象者の直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれる本経営統合を前提とせず対象者のみで事業を継続すると仮定した場合（以下「スタンド・アローン」といいます。）のフリー・キャッシュ・フローを、資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を評価する手法であり、これにより対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲を、473,314円～624,999円と算定しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリュとして、永久成長率法及び対象会社又は類似した事業を営む上場会社の時価総額等を参考に計算された一定の財務指標に対する倍率を予測期間最終年度の該当指標に掛け合わせた値を現在価値に割り引く方法（以下「マルチプル法」といいます。）により算出しており、対象者について、永久成長率法では-0.25%～+0.25%の永久成長率を使用し、マルチプル法では6.0x～8.0xの企業価値に対する償却前営業利益（以下「E B I T D A」といいます。）の倍率（以下「E B I T D A マルチプル」といいます。）を使用しております。また、対象者の割引率は5.75%～6.75%を使用しております。

野村證券による本公開買付価格の算定及び意見の前提条件・免責事項については（注3）をご参照下さい。

大和証券 C M I は、対象者について、市場株価法、類似会社比較法、D C F 法による算定結果に基づき、本公開買付価格の分析を行っております。各々の手法により算定された対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、以下のとおりです。

	採用手法	対象者の普通株式の1株当たりの価値
(a)	市場株価法	345,024円～382,113円
(b)	類似会社比較法	507,257円～601,967円
(c)	D C F 法	478,730円～762,453円

(a) 市場株価法：345,024円～382,113円

市場株価法では、平成23年11月4日（本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日、以下本項において「基準日」といいます。）及び平成23年7月4日（本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年7月5日の前営業日、以下本項において「基準日」といいます。）を基準日として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日及び基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均株価（基準日についてはそれぞれ371,000円、382,113円、基準日についてはそれぞれ345,024円、378,697円）に基づき算定いたしました。

(b) 類似会社比較法：507,257円～601,967円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する上場企業として、CME Group, Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.及びCBOE Holdings, Inc.を選定し、各社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者普通株式の1株当たりの価値を算定いたしました。なお、類似会社比較法では、対象者から提供されたスタンド・アロンをベースとした財務予測を算定の基礎といたしました。

(c) D C F 法：478,730円～762,453円

D C F 法では、対象者から提供されたスタンド・アロンをベースとした財務予測を算定の基礎といたしました。なお、対象者の予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリュースとして、永久成長率法により算出しており、対象者の永久成長率は-1.00%～+1.00%を使用しております。また、割引率は5.48%～7.48%を使用しております。

大和証券CMによる本公開買付価格の分析及び意見の前提条件・免責事項については（注3）をご参照下さい。

（注3）三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券、及び大和証券CM（それぞれを以下本注記において「東証グループ財務アドバイザー」といいます。）は、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる本公開買付価格の分析・算定に際し、両社から提供を受け又は両社と協議した情報、東証グループ財務アドバイザーが検討の対象とした又は東証グループ財務アドバイザーのために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で東証グループ財務アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、対象者とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っており、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、対象者の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、東証グループ財務アドバイザーは、かかる分析もしくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、公開買付者の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、公開買付者取締役会が本公開買付価格の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において東証グループ財務アドバイザーが入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては不安定な状況が継続しておりますが、東証グループ財務アドバイザーは、かかる不安定な状況が公開買付者、対象者及び本公開買付価格に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見もしくは分析の内容に与える影響が明らかでは

ない事象がありますが、東証グループ財務アドバイザーは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

東証グループ財務アドバイザーは、本公開買付けに関し、そのサービスに対し、公開買付者からその相当部分について本公開買付け及び本合併の完了を条件とする手数料を受領いたします。

当社は、対象者に対して実施したビジネス、法務、会計及び税務に関する当社並びに専門家によるデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本経営統合の意義、取引ストラクチャー、対象者の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の複数の要因を総合的に勘案し、両社を代表する財務アドバイザー間における交渉・協議に加え、本公開買付価格に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果も考慮の上、別途独立した財務アドバイザーから本公開買付価格に関する算定結果の提出を受けている対象者との間で直接、慎重な交渉・協議を重ね、最終的には、対象者の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等も踏まえ、当社の財務アドバイザーとも相談し、本公開買付価格が妥当であるとの判断に至ったため、平成23年11月22日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり480,000円と決定いたしました。なお、前述のとおり、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

また、当社は、本公開買付けの開始の決定にあたり、本統合契約に規定される諸条件を変更すべきか否かに関して財務アドバイザー及び法務アドバイザーとも協議の上、平成23年11月22日以降、本公開買付けの開始を決定した平成24年7月10日までの間に、当社及び対象者において、本統合契約に規定される諸条件を修正すべき重大な事実は生じていないことを確認しております。

本公開買付価格である1株当たり480,000円は、両社が本統合契約の締結及び本公開買付価格を公表した平成23年11月22日の前営業日である平成23年11月21日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値421,000円に対して14.01%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年10月24日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値391,350円（小数点以下切捨て、以下平均値の計算において同じ。）に対して22.65%、過去3ヶ月間（平成23年8月22日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値386,000円に対して24.35%、過去6ヶ月間（平成23年5月23日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値378,686円に対して26.75%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年7月10日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値459,000円に対して4.58%のプレミアムを加えた金額になります。

なお、本公開買付価格は、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値365,000円に対して31.51%、過去1ヶ月間（平成23年10月5日から平成23年11月4日）の普通取引終値の単純平均値371,000円に対して29.38%、過去3ヶ月間（平成23年8月5日から平成23年11月4日）の普通株式の普通取引終値の単純平均値382,112円に対して25.62%、過去6ヶ月間（平成23年5月6日から平成23年11月4日）の普通株式の普通取引終値の単純平均値377,349円に対して27.20%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

対象者による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者プレスリリースによれば、平成23年11月22日に発表された本経営統合に関連して、本公開買付価格及び本合併比率の公正性を確保するため、対象者は両社から独立した財務アドバイザーに本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析を依頼することとし、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興」といいます。）及びMoelis & Company UK LLP（以下「モーリス」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用していたとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付価格及び本合併比率に関するフェアネス・オピニオンを、平成23年11月21日又は22日付で、ゴールドマン・サックス、SMB C日興及びモーリスから、それぞれ受領したとのことです。

当該本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析及びフェアネス・オピニオンの詳細については、後記「(8) 対象者の財務アドバイザーによる財務分析等の概要」をご参照下さい。

独立した財務アドバイザーの起用及び法務アドバイザーからの助言

両社は、本公開買付けを含む本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、当社は、本公開買付価格に関する財務分析を依頼した前記「公開買付者による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の両社から独立した財務アドバイザーのほか、JPモルガン証券株式会社を、対象者は、前記「対象者による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の両社から独立した財務アドバイザーのほか、メリルリンチ日本証券株式会社及びみずほ証券株式会社を、それぞれ両社から独立した財務アドバイザーとして起用しております。

また、両社は、本公開買付けを含む本経営統合に至る意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、当社は、長島・大野・常松法律事務所及びDavis Polk & Wardwell LLPを、対象者は、西村あさひ法律事務所、TMI総合法律事務所及びSullivan & Cromwell LLPを、それぞれ法務アドバイザーとして選任し、法的な観点から本公開買付けを含む本経営統合の諸手続き及び対応等について助言を受けております。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意

当社と対象者は、本統合契約及びその後の本統合契約に基づく協議において、大要以下の事項について合意しております。

本統合契約の概要

(a) 公開買付者と対象者は、次の順序に従って、本経営統合を行う。

- a. 本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、両社が別途合意する日に、当社は、法に規定するところに従い、対象者の普通株式を対象とした本公開買付けを実施する。
- b. 本公開買付けが開始される場合には、本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う。
- c. 本公開買付けの成立後、両社は、本合併に係る本合併契約を締結する。なお、本合併比率は、次のとおりとする。

会社名	当社	対象者
本合併に係る割当ての内容	0.2019	1

(注4) 当社の株式1株に対して、対象者の株式0.2019株を割当て交付します。但し、当社が保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注5) なお、本合併により発行する新株式数は、普通株式459,068株です。

- d. 本合併契約の締結後、当社は、東証との間で、当社を分割会社、東証を承継会社とする東証グループ吸収分割契約

を締結する。

- e . 本合併契約の締結後、対象者は、対象者を分割会社とする吸収分割の承継会社となるため大証Mを新たに設立し、大証Mとの間で大証吸収分割契約を締結する。
 - f . 両社は、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の締結後、遅滞なく株主総会をそれぞれ招集し、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の承認議案（対象者については本合併契約に定める内容の定款変更議案並びに本合併契約に定める対象者における取締役及び会計監査人の選任議案を含む。）その他本経営統合に必要な事項として両社が別途合意する事項に関する議案を提出し、これらにつき株主総会の承認を求める。
 - g . 本合併の効力発生日は平成25年1月1日とし、両社会社分割の効力発生日は本合併の効力発生日と同日を目途として両社が別途協議の上合意する日とする。なお、これらの効力発生日は、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で合意の上、変更することができる。
- (b) 公開買付者及び対象者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、従前遂行してきた業務の基準、態様及び方法に従って、自ら及びその子会社の事業の運営及び資産の管理を行うものとし、公開買付者及び対象者の間で別途合意した場合を除き、本統合契約締結日時点における通常の業務において必要となる範囲を逸脱するような契約の締結、変更若しくは解除、合併その他の組織再編行為、定款の変更、株式等の発行等を行ってはならない。
- (c) 公開買付者及び対象者は、統合準備委員会を設置し、統合業務を円滑・迅速に推進する他、本経営統合を円滑に実行する上で必要となる独占禁止法、産業活力再生特別措置法、業法規制及び証券関連規制その他の法令上の対応を適宜・適切に行う。
- (d) 公開買付者及び対象者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、相手方から事前に書面による承諾を得ずに、取引所を運営する法人との経営統合又は本経営統合と類似の目標を達成するその他一切の取引（公開買付者については新規株式公開を含む。）に関する勧誘、協議、交渉、契約（法的拘束力の有無を問わない。）の締結又は実行をしてはならない。
- (e) 本合併の効力発生日における統合持株会社の概要は次のとおりとする。
- a . 商号及び英文名称については公開買付者及び対象者が別途合意する。但し、本統合契約締結日現在の仮称は「株式会社日本取引所グループ」とする。
 - b . 本店所在地は東京都中央区に置き、機関設計は委員会設置会社とする。
 - c . 取締役の人数及び構成は公開買付者及び対象者で別途合意する者とする。但し、本合併の効力発生日において、公開買付者の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）に、対象者の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する。
 - d . 統合持株会社は、統合持株会社の普通株式を（ ）東京証券取引所市場第一部へ本経営統合の完了日又はその後速やかに上場させること、及び（ ）JASDAQスタンダードから大阪証券取引所市場第一部へ（ ）の上場と同時又はその後速やかに市場変更させることを目指す。
- (f) 本統合契約は、a . 平成24年12月31日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本公開買付けが開始されない場合、b . 本公開買付けが成立しなかった場合、c . 本公開買付けが成立したものの、大証承認株主総会において、本合併契約の承認議案、大証吸収分割契約の承認議案、本合併契約に定める内容の定款変更議案若しくは本合併契約に定める対象者における取締役及び会計監査人の選任議案その他本経営統合に必要な事項として公開買付者及び対象者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、又は東証承認株主総会において、本合併契約の承認議案若しくは東証グループ吸収分割契約の承認議案その他本経営統合に必要な事項として公開買付者及び対象者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、d . 平成25年6月30日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本経営統合が完了しない場合のいずれかに該当する場合には、将来に向かって終了する。
- (g) 上記(f)のc . 及びd . の場合により本統合契約が終了した場合であっても、（ ）公開買付者及び対象者は、本経営統合又は両者間で別途合意する業務提携等の速やかな実現に向けた協議及び努力を継続すること、（ ）公開買付者は、公開買付者及び対象者の間で別途書面により合意しない限り、対象者の株主総会において本経営統合の趣旨に反する株主提案権を行使せず、かつ、対象者の取締役会が株主総会に提出する取締役選任の議案、監査役選任の議案及び剰余金配当の議案（但し、いずれかの議案が本経営統合の趣旨に反するものである場合には、公開買付者及び対象者は事前に協議するものとする。）並びに本経営統合の趣旨に反しないその他の議案に対して、その保有する対象者の株式に係る議決権の全部について賛成の議決権行使をすること（但し、かかる規定に従うことが、公開買付者の取締役の善管注意義務に違反することが合理的に明らかである場合には、この限りではない。）、（ ）公開買付者は、本統合契約で合意された統合持株会社のガバナンス構成を実現するために、公開買付者及び対象者の間で協議の上、必要な修正を加えた本経営統合のための契約（但し、公開買付者又は対象者は、不合理に当該修正を留保又は拒否できないものとする。）の承認議案を、その都度、当該契約締結の後に開催される公開買付者の株主総会（定時株主総会だけ

でなく、臨時株主総会も含む。以下同じ。)において提出すること、()公開買付者は、本統合契約の終了後速やかに臨時株主総会を開催の上、対象者の代表取締役社長を公開買付者の取締役候補者とする取締役選任議案を提出し、その承認を求めるものとし(但し、本統合契約の終了後に速やかに開催される定時株主総会において当該取締役選任議案を提出することができる場合には、臨時株主総会に代えて当該定時株主総会に当該取締役選任議案を提出し、承認を求めるものとする。)、当該株主総会において、当該取締役選任議案が否決された場合には、公開買付者は、公開買付者及び対象者が別途協議の上書面により合意するまでの間に開催される全ての公開買付者の株主総会において、公開買付者及び対象者が別途協議の上合理的に決定する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案を、その承認が得られるまで継続して提出すること、並びに()公開買付者は、公開買付者及び対象者間で別途協議の上書面により合意するまでの間、上記()乃至()に定める事項の意義を実質的に没却するようないかなる行為(本統合契約締結日現在におけるいずれかの対象者の取締役又は監査役の解任を含むが、それに限られない。)も行わない。

本経営統合の日程

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程(予定)は、以下のとおりです。

東証承認株主総会及び大証承認株主総会の基準日	平成24年秋
本合併契約の締結	
東証グループ吸収分割契約の締結	
大証Mの設立	
大証吸収分割契約の締結	
東証承認株主総会	
大証承認株主総会	
東証グループ吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日
本合併の効力発生日	平成25年1月1日
大証吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日

本経営統合後の状況

(a) 統合持株会社の概要

商号	株式会社日本取引所グループ（仮称）
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理
本店所在地	東京都中央区
形態	委員会設置会社
事業年度の末日	3月31日

本合併の効力発生日における統合持株会社の取締役の人数及び構成は、本合併契約の締結時までには両社が別途協議の上合意する者（但し、当社の代表執行役社長及び対象者の代表取締役社長を含むものとし、また両社がそれぞれ指名する社外取締役の人数は同数）とします。また、本合併の効力発生日において、当社の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）、対象者の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する予定です。

(b) 本経営統合後の組織再編の概要

統合持株会社は、本合併後に速やかに行う子会社の組織再編については、市場利用者の意向を考慮しつつ、現物市場運営会社を東証、デリバティブ市場運営会社を大証M、自主規制法人を東京証券取引所自主規制法人、清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構とする企業グループを形成します。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けについて

本公開買付けにおいては買付予定数の上限（179,999株（保有割合：66.67%））を設定しておりますので、本公開買付けにより、JASDAQスタンダードに上場されている対象者の普通株式が上場廃止となる可能性はございません。

本合併について

本合併により、対象者の普通株式は、JASDAQスタンダードにおける上場廃止基準に基づき、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄となる可能性があります。

なお、両社は、統合持株会社が、統合持株会社の普通株式を(a)東京証券取引所市場第一部へ本経営統合の完了日又はその後速やかに上場させること、及び(b)JASDAQスタンダードから大阪証券取引所市場第一部へ(a)の上場と同時に又はその後速やかに市場変更させることを目指す旨を合意しております。

(6) 本合併に係る割当て内容の算定根拠等

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、両社は、本合併契約を締結します。なお、本合併比率は、次のとおりとします。

会社名	当社	対象者
本合併に係る割当ての内容	0.2019	1
合併により発行する新株式数	普通株式：459,068株	

(注6) 当社の株式1株に対して、対象者の株式0.2019株を割当て交付します。但し、当社が保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行いません。

当社は、本合併比率（当社の普通株式1株に対して、対象者の普通株式0.2019株）の公正性を確保するため、両社から独立した財務アドバイザーに本合併比率の財務分析を依頼し、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMからその算定結果の報告を受領しました。

また、当社は、平成23年11月21日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、それぞれ後記の3社の主要な前提条件（注7）及びその他各社個別の前提条件のもとに、本合併比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、当社及び対象者のそれぞれについて、類似企業比較分析、DCF分析、貢献度分析に基づく分析結果を総合的に勘案して本合併比率の分析を行っております。三菱UFJモルガン・スタンレーによる本合併比率の評価結果の概要は、以下のとおりです（対象者の普通株式1株当たり株式価値を1とした場合の類似企業比較分析、DCF分析及び貢献度分析による当社の普通株式1株当たりの株式価値の評価レンジを記載しております。）。

	採用手法	合併比率の算定レンジ
(a)	類似企業比較分析	0.128～0.175
(b)	DCF分析	0.184～0.230
(c)	貢献度分析	0.146～0.304

(a) 類似企業比較分析：0.128～0.175

類似企業比較分析では、当社及び対象者のそれぞれと比較的類似する金融商品を取り扱う海外上場証券取引所として、当社に関してはNYSE Euronext, Inc.、ASX Limited、The NASDAQ OMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.、Bolsas y Mercados Españoles, Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros, S.A.、対象者に関してはCME Group Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.、CBOE Holdings, Inc.を選定した上で、それぞれの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社及び対象者の株式価値を算定し、合併比率のレンジを、0.128～0.175と分析しております。

(b) DCF分析：0.184～0.230

DCF分析では、当社及び対象者の事業計画に、主要な経営指標の推移を含む当社及び対象者の直近までの業績の動向、当社及び対象者が公表した各種IR資料、対象者に関するアナリスト・レポート、当社及び対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社及び対象者の将来の収益予想に基づき、当社及び対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社及び対象者の企業価値や株式価値を算定し、合併比率のレンジを、0.184～0.230と分析しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値は、永久成長率法により算出しております。また、当社及び対象者の割引率としては5.0%～7.0%を、永久成長率としては-0.5%～0.5%を採用しております。

(c) 貢献度分析：0.146～0.304

貢献度分析では、営業収益、営業利益、純利益、純資産等の主要な財務数値をベースに、当社及び対象者の統合持株会社に対する主要な財務指標への貢献度を算定し、合併比率のレンジを、0.146～0.304と分析しております。

三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析及び意見の前提条件・免責事項については（注7）をご参照下さい。

野村證券は、当社及び対象者について、マーケット・アプローチ、DCF法及び貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の合併比率のレンジは、当社の普通株式1株に割り当てられる対象者の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	合併比率の算定レンジ
(a)	マーケット・アプローチ	0.084～0.237
(b)	DCF法	0.193～0.254
(c)	貢献度分析	0.134～0.262

(a) マーケット・アプローチ：0.084～0.237

マーケット・アプローチでは、当社については類似会社比較分析により、対象者については市場株価分析及び類似会社比較分析により普通株式1株当たりの価値の評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを、0.084～0.237と算定しております。なお、類似会社比較分析では、当社及び対象者のそれぞれと比較的類似する海外上場証券取引所として、当社についてはThe NASDAQ OMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group plc、Bolsas y Mercados Españoles, Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros, S.A.及びASX Limitedを選定し、対象者についてはCBOE Holdings, Inc.、CME Group Inc.及びIntercontinentalExchange, Inc.を選定し、それらの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社及び対象者の株式価値を評価しております。また、市場株価分析では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日を基準日として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日終値（365,000円）、直近1週間の終値単純平均値（369,100円）、直近1ヶ月間の終値単純平均値（371,000円）、直近3ヶ月間の終値単純平均値（382,113円）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値（377,349円）を採用しております。

(b) DCF法：0.193～0.254

DCF法とは、当社及び対象者の事業計画における収益や投資計画、経営指標の推移を含む当社及び対象者の直近までの業績の動向、当社及び対象者へのマネジメント・インタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社及び対象者それぞれが将来において創出すると見込まれるスタンド・アローンのフリー・キャッシュ・フローを、資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて当社及び対象者の企業価値や株式価値を評価する手法であり、これにより合併比率のレンジを、0.193～0.254と算定しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリューとして、永久成長率法及びマルチプル法により算出しており、永久成長率法では当社及び対象者ともに-0.25%～+0.25%の永久成長率を使用し、マルチプル法では当社については4.5x～6.5xのEBITDAマルチプル、対象者については6.0x～8.0xのEBITDAマルチプルを使用しております。また、割引率は当社については5.50%～6.50%、対象者については5.75%～6.75%を使用しております。

(c) 貢献度分析：0.134～0.262

貢献度分析では、当社及び対象者それぞれの営業収益、EBITDA、営業利益、経常利益、純利益及び株主資本の新統合グループに対する財務的な貢献度から、合併比率のレンジを、0.134～0.262と算定しております。

野村證券による本合併比率の算定及び意見の前提条件・免責事項については（注7）をご参照下さい。

大和証券CMは、マーケット・アプローチ及びDCF分析に基づき、本合併比率の分析を行っております。各手法における本合併比率の分析結果の概要は以下のとおりです。なお、下記の合併比率のレンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てられる対象者の普通株式の数を記載したものです。

	採用手法	合併比率の算定レンジ
(a)	マーケット・アプローチ	0.131～0.346
(b)	DCF分析	0.164～0.308

(a) マーケット・アプローチ：0.131～0.346

マーケット・アプローチでは、市場株価法（対象者のみに適用）及び類似会社比較法（当社及び対象者それぞれに適用）により算定された両社の普通株式の1株当たり価値を基に、合併比率のレンジを、0.131～0.346と分析しております。

市場株価法では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日（以下本項において「基準日」といいます。）及び本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年7月5日の前営業日である平成23年7月4日（以下本項において「基準日」といいます。）を基準日として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日及び基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均株価（基準日についてはそれぞれ371,000円、382,113円、基準日についてはそれぞれ345,024円、378,697円）に基づき算定いたしました。

類似会社比較法では、当社及び対象者と比較的類似する上場企業として、当社についてはNYSE Euronext、NASDAQ OMX Group, Inc.、TMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group Plc及びBolsas y Mercados Españolesを選定し、対象者についてはCME Group, Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.及びCBOE Holdings, Inc.を選定し、各社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社及び対象者の普通株式の1株当たりの価値を算定いたしました。なお、類似会社比較法では、当社及び対象者から提供されたスタンド・アロンをベースとした財務予測を算定の基礎といたしました。

(b) DCF分析：0.164～0.308

DCF分析では、当社及び対象者のスタンド・アロンをベースとした事業計画、主要な経営指標の推移を含む当社及び対象者の直近までの業績の動向、当社及び対象者に対して実施したインタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提とし、当社及び対象者が将来生み出すと見込まれるスタンド・アロンのフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算定された当社及び対象者の企業価値や普通株式の1株当たりの価値を基に、合併比率のレンジを、0.164～0.308と分析しております。なお、当社及び対象者の予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリュースとして、永久成長率法により算出しており、永久成長率は当社及び対象者ともに-1.00%～+1.00%を使用しております。また、割引率は当社及び対象者ともに5.48%～7.48%を使用しております。

大和証券CMによる本合併比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については（注7）をご参照下さい。

（注7）三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券、及び大和証券CM（それぞれを以下本注記において「東証グループ財務アドバイザー」といいます。）は、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる本合併比率の分析・算定に際し、両社から提供を受け又は両社と協議した情報、東証グループ財務アドバイザーが検討の対象とした又は東証グループ財務アドバイザーのために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本合併比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で東証グループ財務アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、両社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、東証グループ財務アドバイザーは、かかる分析もしくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、公開買付者の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、公開買付者取締役会が本合併比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、東証グループ財務アドバイザーは、本合併について開催される公開買付者の株主総会における公開買付者の株主の議決権行使又はその他の行動に関して意見を述べたり、また、本合併への賛同を推奨したりするものでもありません。東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において東証グループ財務アドバイザーが入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては不安定な状況が継続しておりますが、東証グループ財務アドバイザーは、かかる不安定な状況が公開買付者、対象者及び本合併比率に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見もしくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、東証グループ財務アドバイザーは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

東証グループ財務アドバイザーは、本合併に関し、そのサービスに対し、公開買付者からその相当部分について本公開買付け及び本合併の完了を条件とする手数料を受領いたします。

なお、当社の財務アドバイザーがDCF法/DCF分析において使用した算定の基礎となる当社の利益推移の試算には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、外部環境の変化やマーケットインフラ整備の実現、商品の拡大等による売買取金及び取引高の増加並びに継続的なコスト削減効果による増益を見込んでいるためです。

また、対象者プレスリリースによれば、平成23年11月22日に発表された本経営統合に関連して、本公開買付価格及び本合併比率の公正性を確保するため、対象者は両社から独立した財務アドバイザーに本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析を依頼することとし、ゴールドマン・サックス、SMB C日興及びモーリスを両社から独立した財務アドバイザーとして起用していたとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付価格及び本合併比率に関するフェアネス・オピニオンを、平成23年11月21日又は22日付で、ゴールドマン・サックス、SMB C日興及びモーリスから、それぞれ受領していたとのことです。

当該本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析及びフェアネス・オピニオンの詳細については、後記「(8) 対象者の財務アドバイザーによる財務分析等の概要」をご参照下さい。

両社は、本合併比率（当社の普通株式1株に対して、対象者の普通株式0.2019株）に関する財務分析を依頼したそれぞれの財務アドバイザーから提出を受けた算定結果を参考に、相手方に対して両社が相互に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、本合併比率（当社の普通株式1株に対して、対象者の普通株式0.2019株）は妥当であるとの判断に至ったため、それぞれ平成23年11月22日開催の取締役会にて本合併比率（当社の普通株式1株に対して、対象者の普通株式0.2019株）を決定いたしました。

(7) 独占禁止法上の問題解消措置

当社又は対象者は、当社が本公開買付けにより対象者の株式を取得すること（以下「本件株式取得」といいます。）に係る公正取引委員会による審査の過程で指摘を受けた独占禁止法上の懸念を解消するために、一定の問題解消措置を講じます。問題解消措置の主要な内容は以下のとおりです。

新興市場の上場関連業務における問題解消措置

当社及び対象者は、それぞれ、本件株式取得の実行日以降、それぞれに属する新興市場の内国会社に係る上場関連業務に関する手数料の設定、廃止及び金額の変更について、それぞれ東証及び対象者の取締役会の諮問機関として設置されている市場運営委員会の承認を条件とする措置を採ります。

なお、当該措置の実施期間は定めのないものとし、当社及び対象者又は統合持株会社において、本件株式取得の後に新興市場の運営会社の統合等を行う場合にも、現在の市場運営委員会と規模、構成員の属性、機能において実質的に同等の諮問委員会を設置するものとし、その新興市場の内国会社に係る上場関連手数料の設定、廃止又は金額の変更について、同様に、当該諮問委員会の承認を条件とします。

現物株式の売買関連業務における問題解消措置

当社及び統合持株会社並びに株式会社日本証券クリアリング機構は、株式会社日本証券クリアリング機構による現物株式の売買に係る清算業務（以下「本清算業務」といいます。）の提供を現に受けている事業者及び今後株式会社日本証券クリアリング機構による本清算業務の提供を希望する事業者に対し、本件株式取得後も、統合持株会社グループと比較して、実質的に、差別的でなく、かつ競争上不利とならない条件で、本清算業務の提供を行うことを確約します。

株価指数先物の売買関連業務における問題解消措置

当社及び統合持株会社は、本件株式取得の実行にあたり、以下の(a)乃至(c)の措置を採ります。

- (a) NYSE Liffeに対して、同取引所が、日本時間の午前9時から午後3時までの時間帯（英国の夏時間以外は日本時間の午前10時から午後3時までの時間帯）においてT O P I X先物の売買関連業務を行うことができるよう、上記時間帯におけるT O P I Xの使用に係る合理的な条件のライセンスを遅くとも本件株式取得の実行日までに提供する。
- (b) NYSE Liffeに対するT O P I Xの使用に係るライセンス手数料について、NYSE Liffeが希望する場合、現状の水準以下に引き下げる。
- (c) NYSE Liffeに対して、これまでライセンスを提供していなかったT O P I Xに関連する株価指数について、NYSE Liffeが希望する場合、これらの使用に係るライセンスを、合理的な条件で新たに提供する。

(8) 対象者の財務アドバイザーによる財務分析等の概要

対象者プレスリリースによれば、平成23年11月22日に発表された本経営統合に関連して、本公開買付価格及び本合併比率の公正性を確保するため、対象者は両社から独立した財務アドバイザーに本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析を依頼することとし、ゴールドマン・サックス、S M B C日興及びモーリスを両社から独立した財務アドバイザーとして起用していたとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付価格及び本合併比率に関するフェアネス・オピニオンを、平成23年11月21日又は22日付で、ゴールドマン・サックス、S M B C日興及びモーリスから、それぞれ受領していたとのことです。

対象者プレスリリースには、独立した各財務アドバイザーによる本公開買付価格及び本合併比率に関する財務分析並びにフェアネス・オピニオンに関する下記の記述がなされております。

なお、以下の「当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」からの引用及び「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」の引用において、「当社」とは、対象者をいいます。

< 「当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」からの引用 >

(ゴールドマン・サックス)

(1) 本公開買付価格について

ゴールドマン・サックスは、当社の普通株式に関する平成23年11月22日付の算定書（以下「G S株式価値算定書」といいます。）を作成する過程の一環として、市場株価分析、D C F分析及び類似会社比較法を行いました。なお、D C F分析及び類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスによる使用につき当社の了承を得た、当社の経営陣が作成した当社の財務予測及び公開情報に基づいております。各手法の分析結果として、当社の1株当たり価値として下記のレンジが示されております。

1. 市場株価分析 325,000円～482,500円

市場株価分析については、ゴールドマン・サックスは、平成23年11月4日を基準日として、公開情報に基づき、過去52週間における当社の普通株式の株価終値を参照しております。

2. DCF分析 451,647円～666,811円

DCF分析については、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスによる使用につき当社の了承を得た、当社の経営陣が作成した当社の財務予測、及び当社の平成23年9月30日に終了した第2四半期の第2四半期報告書における平成23年9月30日時点での当社の純有利子負債に基づいております。ゴールドマン・サックスは当社の普通株式価値の算定レンジを計算するにあたり、当社の推定加重平均資本コストを踏まえ、6.0%を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて、当社が財務予測期間において生み出す将来フリーキャッシュフローを割り引いております。また、ゴールドマン・サックスは、財務予測期間の最終年度末におけるターミナル・バリューの算出にあたっては、0.0%を中央値とする一定の範囲の永久成長率を用いております。その上で、当社の普通株式の現在割引価値を算出するため、6.0%を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて当該ターミナル・バリューを割り引いております。

3. 類似会社比較法 195,313円～538,377円

類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスは、当社に関する一定の財務評価倍率と、以下に挙げるグローバル取引所業界の上場企業（以下これらを総称して「類似会社」といいます。）において対応する一定の財務評価倍率を分析し、比較しております。類似会社としてはDeutsche Boerse AG、NYSE Euronext、ASX Limited、The NASDAQ OMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.、Bolsas y Mercados Españoles, Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros, S.A.、CME Group Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.及びCBOE Holdings, Inc.を使用しております。これらの類似会社は、当社と直接的には比較可能ではないものの、分析の目的からは当社と事業内容が類似していると考えられます。ゴールドマン・サックスは、平成23年11月21日を基準日として、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の2011年度及び2012年度の一定の範囲の財務評価倍率を、ゴールドマン・サックスによる使用につき当社の了承を得た、当社の経営陣が作成した財務予測において対応する財務数値に適用して、当社の普通株式価値を計算しております。

(2) 本合併比率について

ゴールドマン・サックスは、本合併比率に関する平成23年11月22日付の算定書（以下「GS合併比率算定書」といいます。）を作成する過程の一環として、本公開買付けが公開買付者に与える財務的影響を織り込んだ上で、貢献度分析、DCF分析及び類似会社比較法を行いました。なお、本公開買付けを通じた公開買付者の取得株数は135,001株 - 179,999株、1株当たり取得金額は480,000円を前提としております。各手法の分析結果として、合併比率の算定レンジとして下記のレンジが示されております。なお、下記のレンジは、公開買付者の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数を記載したものです。

1. 貢献度分析 0.185～0.285

貢献度分析については、ゴールドマン・サックスは、当社及び公開買付者のそれぞれについての平準化当期純利益、純資産及びEBITDAを参照しております。なお、貢献度分析については、公開されている当社及び公開買付者の過去財務数値、並びに、ゴールドマン・サックスによる使用につき当社の了承を得た、当社の経営陣が作成した当社自らによる一定の社内財務分析及び財務予測並びに公開買付者の経営陣が作成し当社の経営陣が調整を行った公開買付者の一定の社内財務分析及び財務予測（以下これらを総称して「本財務予測」といいます。）に基づいております。

2. DCF分析 0.195~0.222

DCF分析については、ゴールドマン・サックスは、本財務予測、当社の平成23年9月30日に終了した第2四半期の第2四半期報告書における平成23年9月30日時点での当社の純有利子負債、及び公開買付者の平成23年9月30日に終了した第2四半期の第2四半期決算短信における平成23年9月30日時点での公開買付者の純有利子負債を適用しております。ゴールドマン・サックスは、当社及び公開買付者の普通株式価値の算定レンジを計算するにあたり、当社については当社の推定加重平均資本コストを踏まえ、6.0%を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて、公開買付者については公開買付者の推定加重平均資本コストを踏まえ、5.0%を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて、当社及び公開買付者がそれぞれ財務予測期間において生み出す将来フリーキャッシュフローを割り引いております。また、ゴールドマン・サックスは、当社及び公開買付者それぞれの財務予測期間の最終年度末におけるターミナル・バリュウの算出にあたっては、0.0%を中央値とする一定の範囲の永久成長率を用いております。その上で、当社及び公開買付者の普通株式の現在割引価値を算出するため、当社については6.0%、公開買付者については5.0%を中央値とする一定の範囲の割引率を用いて当該ターミナル・バリュウを割り引いております。

3. 類似会社比較法 0.144~0.230

類似会社比較法については、ゴールドマン・サックスは、グローバル取引所業界の上場企業であるDeutsche Boerse AG、NYSE Euronext、ASX Limited、The NASDAQ OMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.、Bolsas y Mercados Españoles、Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros, S.A.、CME Group Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.及びCBOE Holdings, Inc.を当社の類似会社（以下これらを総称して「当社類似会社」といいます。）として、Deutsche Boerse AG、NYSE Euronext、ASX Limited、The NASDAQ OMX Group, Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.及びBolsas y Mercados Españoles、Sociedad Holding de Mercados y Sistemas Financieros, S.A.を公開買付者の類似会社（以下これらを総称して「公開買付者類似会社」といいます。）としております。これらの当社類似会社又は公開買付者類似会社は、当社又は公開買付者と直接的には比較可能ではないものの、分析の目的からは当社又は公開買付者と事業内容が類似していると考えられます。ゴールドマン・サックスは、平成23年11月4日を基準日として、直近の公開情報に基づいて計算される当社類似会社又は公開買付者類似会社の2011年度及び2012年度の一定の範囲の予測財務評価倍率を、本財務予測において対応する財務数値に適用して、当社及び公開買付者の普通株式価値を計算しております。

(3) 補足事項

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス、GS株式価値算定書及びGS合併比率算定書（以下GS株式価値算定書及びGS合併比率算定書を総称して「GS算定書」といいます。）は、当社の取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。GS算定書は、当社普通株主の本公開買付けへの応募又は当社株主の本合併又はその他の事項に関する議決権行使に対して何らかの推奨を行うものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、特定の公開買付価格又は合併比率を当社に対して推奨したことはなく、また、特定の公開買付価格又は合併比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。

GS算定書は必然的に、平成23年11月21日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、GS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、そのような更新、改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって、GS算定書は平成23年11月21日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。また、本財務予測については、当社の経営陣において現時点で得られる最善の予測及び判断を反映して合理的に準備されたものであることを、当社の同意に基づき、前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成23年11月21日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

(注) ゴールドマン・サックスが、G S算定書及びG S意見書(後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」にて定義) <公開買付者注: 後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」とは、対象者プレスリリースに記載された「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」をいい、本書においては、後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」の引用をご参照ください。>の作成、並びにG S意見書の補足財務分析(以下G S意見書と併せて「G Sフェアネス資料」といいます。)を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社(以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。)は様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務アドバイザー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、当社及び公開買付者並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券(又は関連デリバティブ証券)並びに金融商品(銀行ローンその他の債務を含みます。)、又は本統合契約が企図する取引(以下「本件取引」といいます。)に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることがあり得ます。また、前記「1. 公開買付者の概要(平成24年3月31日現在)(7)大株主及び持株比率」 <公開買付者注: 前記「1. 公開買付者の概要(平成24年3月31日現在)(7)大株主及び持株比率」とは、対象者プレスリリースに記載された「1. 公開買付者の概要(平成24年3月31日現在)(7)大株主及び持株比率」をいいます。>のとおり、ゴールドマン・サックスは、平成24年3月31日の事業年度末時点で、公開買付者の発行済株式の2.61%を保有しております。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し当社の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか(その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。)、当社は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、当社及び公開買付者並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

G S算定書及びG Sフェアネス資料の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本統合契約、当社の平成23年3月31日に終了した5事業年度の有価証券報告書、当社の平成23年9月30日に終了した第2四半期の第2四半期報告書、公開買付者の平成23年3月31日に終了した4事業年度の決算短信、株式会社東京証券取引所の平成19年3月31日に終了した事業年度の決算短信、公開買付者の平成23年9月30日に終了した第2四半期の第2四半期決算短信、その他の当社及び公開買付者によるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション、当社に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、本財務予測、当社の経営陣により予測・作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき当社の了承を得た本件取引によるコスト削減及び事業シナジー予測(以下「本シナジー予測」といいます。)等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、当社及び公開買付者の経営陣から本件取引の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についての当社及び公開買付者の評価、過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しについて話を聞きました。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、当社の財務及び株式市場における一定の情報並びに公開買付者の財務情報を、他の一定の公開会社の類似の財務及び株式市場における情報と比較し、グローバル取引所業界を中心に、その他の業界も含めた最近の経営統合事例における財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と判断するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施、G S算定書及びG Sフェアネス資料の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本財務予測及び本シナジー予測が当社の経営陣によって現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備されたものであることを、当社の同意に基づき、前提としています。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社又は公開買付者或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債(偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。)について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、当社又は公開買付者、若しくは本件取引から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本件取引(本公開買付けと本合併を含みます。)が、本統合契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを

前提としています。

G S算定書及びG Sフェアネス資料は、本件取引を行うに際しての当社の経営上の意思決定或いは当社がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものでもありません。ゴールドマン・サックスは当社の買収或いは当社との事業統合に関して第三者に働きかけを行うような依頼をされておらず、また実際に働きかけを行っておりません。G S意見書は、G S意見書の日付現在において、(1)本統合契約に基づく本合併比率が当社にとって財務的見地から公正である、及び(2)本統合契約に基づいて行われる本公開買付けにおいて当社株主に支払われる本公開買付価格が、本統合契約において企図された本合併が成立することを前提に、公開買付者及びその関連会社を除く当社株主にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。また、ゴールドマン・サックス及びG Sフェアネス資料は本件取引におけるその他のいかなる条項又は事象、又は本統合契約において企図されている又は本件取引に関連して締結又は修正されるその他全ての契約又は法的文書におけるいかなる条項又は事象（当社の普通株式以外の証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本件取引の公正性、又はこれらの者が本件取引に関連して受領される対価の公正性を含むがこれらに限られない。）、に関して意見又は考察を述べるものではなく、本統合契約に基づく本件取引及び本統合契約に基づいて行われる本公開買付けにおいて当社普通株主に支払われる公開買付価格に関連するか否かを問わず、当社の役員、取締役、従業員等に対して本件取引に関連して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質について、ゴールドマン・サックスは見解を示すものではなく、G Sフェアネス資料はそれらにつき言及するものではありません。ゴールドマン・サックスは、当社の普通株式の将来の取引価格や、本件取引の影響による当社又は公開買付者の支払能力や存続性、当社又は公開買付者のそれぞれの債務についてその支払期日における弁済能力についての意見を一切述べるものではありません。なお、G S意見書は、ゴールドマン・サックス・グループのフェアネス・コミッティーの承認を受けております。

G S算定書及びG Sフェアネス資料の一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。G S算定書及びG Sフェアネス資料を全体として考慮することなく一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、G S算定書及びG Sフェアネス資料についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に対しても特定の依拠をするものではありません。

（S M B C日興）

S M B C日興は、当社の株式価値の分析及び算定にあたり、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法については、(1)平成23年11月18日（以下、「基準日」といいます。）及び(2)本件に関する憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日（以下、「基準日」といいます。）を算定基準日として、J A S D A Qスタンダードにおける当社株式の基準日及び基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前並びに当社により「平成24年3月期第2四半期決算短信」が公表された平成23年10月25日の翌営業日である平成23年10月26日までの各々の期間の終値平均値を算定の基礎としております。類似上場会社比較法については、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、CME Group Inc.、Deutsche Boerse AG、IntercontinentalExchange Inc.、NYSE Euronext、ASX Limited、Nasdaq OMX Group Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.、CBOE Holdings Inc.及びBolsas y Mercados Españoles S.A.を選定しております。D C F法については、ターミナル・バリュを「永久キャッシュ・フロー法」及び「マルチプル（倍率）法」により算出してしております。永久キャッシュ・フロー法では永久成長率として-0.25~0.25%を使用し、マルチプル法ではE B I T D Aマルチプルとして6.26~7.65xを使用しております。また、割引率は5.79~6.79%を使用しております。

各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの株式価値の評価レンジはそれぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式価値の評価レンジ
市場株価法（基準日）	378,366円～392,265円
市場株価法（基準日）	367,786円～382,113円
類似上場会社比較法	226,953円～497,852円
D C F法	437,138円～554,947円

また、S M B C日興は、本合併比率の分析及び算定にあたり、当社及び公開買付者のそれぞれについて、類似上場会社比較法及びD C F法の各手法を用いて算定を行いました。類似上場会社比較法については、当社及び公開買付者と類似性があると判断される類似上場会社として、CME Group Inc.、Deutsche Boerse AG、IntercontinentalExchange Inc.、NYSE Euronext、ASX Limited、Nasdaq OMX Group Inc.、London Stock Exchange Group plc、TMX Group Inc.、CBOE Holdings Inc.及びBolsas y Mercados Españoles S.A.を選定しております。D C F法については、ターミナル・バリューを「永久キャッシュ・フロー法」及び「マルチプル（倍率）法」により算出しております。永久キャッシュ・フロー法では永久成長率として、当社及び公開買付者について - 0.25 ~ 0.25%を使用しております。マルチプル法ではE B I T D Aマルチプルとして、当社及び公開買付者について6.26 ~ 7.65 xを使用しております。また、割引率は、当社及び公開買付者について5.79 ~ 6.79%を使用しております。

各手法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の合併比率の評価レンジは、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合における、公開買付者の普通株式1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

採用手法	合併比率の評価レンジ
類似上場会社比較法	0.114 ~ 0.220
D C F法	0.141 ~ 0.231

なお、S M B C日興がD C F法の採用にあたり、前提とした両社の事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。（但し、特定の事業年度に係る税効果の影響によるものは除きます。）

（注） S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の分析・算定を行うにあたり、S M B C日興に提供された情報及び公開されている情報その他一切の情報が、全て正確かつ完全であることを前提としており、また、これらの情報の正確性及び完全性に依拠し、その正確性及び完全性について独自に検証を行っておりません。S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でS M B C日興に対して未開示である情報が存在しないことを前提としています。S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の分析・算定を行うにあたり、当社及び公開買付者とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、S M B C日興による独自の評価、鑑定、査定、調査及びその実在性の検証は行っておりません。また、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。S M B C日興に提供された当社及び公開買付者に関する財務予測並びにその他将来に関する情報については、当社の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、その予測等に従って、当社及び公開買付者の財務状況が推移することを前提としており、S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の分析・算定を行うにあたり、独自の調査をすることなく、これらの予測及びそれに関連する資料に依拠しています。S M B C日興はかかる財務状況等の予測が実現可能であること、及び実際の結果がこれらの予測に近似することについて、何らの保証をするものではありません。

上記の算定結果は、本経営統合の実行に必要な一切の政府、監督官庁その他による同意若しくは許認可の取得、その時期又は条件等が、本経営統合を実行した場合に当社若しくは公開買付者の事業の予測される利益に負の影響を与えることなくかかる同意又は許認可が得られるものであることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

上記の算定結果は、平成23年11月21日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提としており、また、平成23年11月21日までにS M B C日興に提供され又はS M B C日興が入手した情報に基づいて、平成23年11月21日時点における本公開買付価格及び本合併比率の算定結果を述べたものです。今後の状況の変化により上記の算定結果の内容に影響を受けることがあります。S M B C日興はその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、上記の算定結果は、本書に明示的に記載された事項以外、又は平成23年11月21日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

S M B C日興は、本経営統合に関して、当社の財務アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として当社から手数料を受領する予定です。また、上記の算定結果の提出にあたっては当社とS M B C日興との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。S M B C日興及びその関係会社は、当社、公開買付者、又はそれらの関係会社に対して、投資銀行業務その他の証券/金融商品取引関連業務及び銀行業務等を行い又は将来において行い、報酬等を受領する可能性があります。また、通常の業務の過程において、当社、公開買付者又はそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し又は所有することがあります。

上記の算定結果は、本経営統合実行前の当社及び公開買付者の普通株式の価値又は株価水準並びに本経営統合実行後の当社の普通株式の価値又は株価水準について意見を述べるものではありません。上記の算定結果に記載された内容は、当社の取締役会が本公開買付価格及び本合併比率を検討するにあたり参考情報を提供することのみを目的としています。S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定について意見を述べることは、又は当社が本経営統合を遂行若しくは実行するという事業上の意思決定（他の事業戦略や取引と比較した上での是非を含みます。）、本経営統合のストラクチャーやこれに代替するストラクチャーの有無若しくは有効性、本経営統合のストラクチャーとこれに代替するストラクチャーとを比較した上での是非について意見を述べることを要請されておらず、上記の算定結果においてもかかる点についての意見を述べておりません。

上記の算定結果に記載された内容は、当社の株主に対して本経営統合に関する株主権の行使その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく、また、当社の株主やその他の者に対して、当社株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。

（モーリス）

モーリスは、市場株価法（当社のみ）、類似上場企業比較法、及びDCF法に基づいた評価分析を実施して、（ ）当社株式の1株当たりの評価及び（ ）本合併比率を分析しました。モーリスは、かかる目的のため当社と公開買付者のそれぞれについてスタンドアロンとしての評価を行いました。

市場株価法は、当社の2011年11月4日（以下「基準日」といいます。）の終値及び基準日に先立つ12か月間に基づき行いました。

類似上場企業比較法は、当社と公開買付者のそれぞれに類似する特性を持つ他の証券取引所の評価倍率に基づき行われ、特にChicago Board Options Exchange、Chicago Mercantile Exchange、Deutsche Boerse、IntercontinentalExchange、London Stock Exchange、NYSE Euronextを勘案しました。分析においては、当社からモーリスに提供された当社と公開買付者に関する財務予想から導いた財務指標に倍率を適用しました。

DCF法は、当社からモーリスに提供された当社と公開買付者のスタンドアロンベースの財務予想に基づき行いました。分析においては、6.5% - 7.5%の幅の割引率を使用し、同割引率及び0.25% - 0.75%の幅の永久成長率を前提にしたターミナルバリューを勘案しました。

下記の1株当たりの評価は、スタンドアロンとしての当社株式の1株当たり評価の範囲を示しています。本合併比率は、公開買付者普通株式1株に対して割り当てられるべき当社の普通株式の株式数の範囲を表しています。

手法	当社の1株当たりの評価の範囲
市場株価法	365,000円～398,597円
類似上場企業比較法	351,994円～453,657円
D C F 法	423,853円～494,027円

手法	本合併比率の範囲
類似上場企業比較法	0.1538～0.2272
D C F 法	0.1397～0.1927

モーリスの分析は、2011年11月21日に当社の取締役会に提供され、それはその際における一定の前提、留保、制限及び手順を条件としております。これらにつきましては、下記（注）をご参照ください。

（注）モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオン（後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」にて定義）＜公開買付者注：後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」とは、対象者プレスリリースに記載された「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」をいい、本書においては、後記「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」の引用をご参照ください。＞を提供するにあたり、モーリスは、提供された一切の財務予測が(a)当社の将来の業績に関しては、当社の経営陣が入手可能な最良の予測及び判断を、また(b)公開買付者の将来の業績に関しては、当社及び公開買付者の経営陣が入手可能な最良の予測及び判断を反映し合理的に作成されたとの前提に立っています。モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオンを提示するにあたり、モーリスはそのような見積もり及び予測の合理性についての見解は一切表明しません。モーリスの分析及びモーリスフェアネスオピニオンは、2011年11月21日における業界の業績、規制環境、事業、経済、市場、財務その他の状態全般、及び同日におけるモーリスが入手可能な情報に基づいています。比較目的のための分析に使用された企業又は取引は、当社、公開買付者、又はこれらの当事者にかかわる現在の取引と同一ではありません。さらに、事業、企業、又は有価証券の価値に関係する分析及び見積もりは査定ではなく、かかる分析に基づく株式の価値の範囲はかかる事業、企業、又は有価証券が実際に売却される現在又は将来の価格を示唆しない可能性があります。かかる現在又は将来の価格は、それらの分析によって示唆されるものとは大幅に異なるものとなることがあります。将来の結果についての予測に基づいた分析は、必ずしも実際の将来の結果を示唆するものではなく、実際の結果はかかる分析が示唆するものよりも大幅に有利又は不利になることがあります。したがって、上記分析は、各当事者又はそのそれぞれのアドバイザーの支配が及ばない多数の要因又は事象に基づくものとして本質的に不確実性を伴うものであるため、モーリス又はその他いかなる者も将来の結果がそれらの予測と大幅に異なるものとなった場合の責任を負いません。

モーリスはまた、本公開買付け及びその後の本合併が当社及び公開買付者の株主によりそれぞれ承認されること、並びに重要な条件又は合意の放棄、変更又は修正なく、契約の規定の条件に従って完了することを前提とし、かつ、(a)最終的に締結された本統合契約の形式が、当社が検討した草案と重要な点において相違しておらず、また公開買付者及び当社が本統合契約の重要な条件のすべてを遵守すること、並びに(b)本公開買付け及び本合併に関する書類の条件が本統合契約の条件と重要な点において相違しておらず、また公開買付者及び当社がかかる書類の重要な条件のすべてを遵守することを前提としました。またモーリスは、当社の同意の下、本合併に必要な政府や規制機関等による承認、同意、免除及び放棄を取得する過程で、当社若しくは公開買付者又は本合併により見込まれている便益に悪影響を及ぼす遅延、制約、制限又は条件（事業の処分要請、修正若しくは変更を含みます。）が課されないことを前提としました。さらに、モーリスは、当社の同意の下、公開買付者による本公開買付けにより取得された当社の普通株式が、本合併が完了するまでの間、公開買付者により保有され、本合併が完了するに伴い統合された会社の自己株式になることを前提としました。

モーリスは、本公開買付け及び本合併との関連において当社に対する独立したフィナンシャル・アドバイザーとして活動しており、本公開買付け及び当社の普通株式の保有者による本合併の承認を条件として役員に対する報酬を受け取ります。モーリス又はその関係会社及びこれらの従業員、役員、及びパートナーは、当社の有価証券を任意の時点において保有することがあり得ます。モーリスは、当社と公開買付者又はそれぞれの代表者間の協議又は交渉に参加し

ていません。モーリスは、当社に対し、特定の本公開買付価格若しくは本合併比率の推奨をしておらず、また、特定の本公開買付価格のみが適切であること若しくは特定の本合併比率のみが適切であることを推奨しているわけではありません。

モーリスフェアネスオピニオン又はモーリスの分析は、本公開買付け若しくは本合併を実施しようとする当社の基本的な事業決定又は当社が取り得る他の事業戦略若しくは取引と比較した場合の本公開買付け及び本合併の相対的な利点について述べるものではなく、また当社の普通株式の保有者に対して、本公開買付けに応じるべきか又は本公開買付け及びその後の本合併に関してどのように議決権を行使すべきかについて推奨を行うものでもありません。本公開買付け又はその後の本合併の条件又はその他の側面（全体的な取引のストラクチャーを含みますが、それに限られません。）については、いかなる意見又は見解も表明されていません。さらに、本公開買付価格及び本合併比率又は本公開買付け及びその後の本合併を実行するという当社の基本的な事業決定の相対的公正性については、いかなる意見又は見解も表明されていません。モーリスは、本合併に際して新たに発行される当社の普通株式の発行価額について、又は当社株式が本合併の発表若しくは完了の後に取引される価格について、一切の意見を表明していません。モーリスは、2011年11月21日より後に知ることとなったモーリスの分析又はモーリスフェアネスオピニオンに影響を及ぼす事実又は事柄の変更について、いかなる者に通知する約束をせず、また義務を負わないことを表明します。モーリスフェアネスオピニオン及びモーリスの分析は、もっぱら本公開買付け及びその後の本合併の評価に際しての当社の取締役会の使用及び便益に供されるものであり、当社の株主又はその他の者が依拠することはできません。モーリスは、法務、会計又は税務に関する事柄について、一切助言を行っていません。

< 「当社における独立した財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの概要」の引用 >

（ゴールドマン・サックス）

当社はゴールドマン・サックスより、一定の条件（前述の制約、前提、その他の事項を含みます。）の下に、当該日現在において、(1)本統合契約に基づく本合併比率が当社にとって財務的見地から公正である旨、及び(2)本統合契約に基づいて行われる本公開買付けにおいて当社普通株主に支払われる本公開買付価格が、本統合契約において企図された本合併が成立することを前提に、公開買付者及びその関連会社を除く当社株主にとって財務的見地から公正である旨の、平成23年11月22日付フェアネス・オピニオン（以下「GS意見書」といいます。）を受領しています。

GS意見書は、当社の取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のためだけに提供されたものです。GS意見書は、当社株主の本公開買付けへの応募又は当社株主の本合併又はその他の事項に関する議決権行使に対して何らかの推奨を行うものではありません。

GS意見書は必然的に、平成23年11月21日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報に基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、GS意見書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、そのような更新、改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって、GS意見書は平成23年11月21日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。

(S M B C日興)

当社はS M B C日興より、平成23年11月21日付にて、記載されている一定の前提条件のもと、同日の時点で、本公開買付価格及び本合併比率が当社の普通株主にとって財務的見地より妥当であり、かつ、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨のフェアネス・オピニオンを取得しています。

(注) S M B C日興は、上記のフェアネス・オピニオン(以下「本意見表明」といいます。)を提出するにあたり、S M B C日興に提供された情報及び公開されている情報その他一切の情報が、全て正確かつ完全であることを前提としており、また、これらの情報の正確性及び完全性に依拠し、その正確性及び完全性について独自に検証を行っておりません。S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でS M B C日興に対して未開示である情報が存在しないことを前提としています。S M B C日興は、本意見表明を行うにあたり、当社及び公開買付者とそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、S M B C日興による独自の評価、鑑定、査定、調査及びその実在性の検証は行っておりません。また、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。S M B C日興に提供された当社及び公開買付者に関する財務予測並びにその他将来に関する情報については、当社の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、その予測等に従って、当社及び公開買付者の財務状況が推移することを前提としており、S M B C日興は、本意見表明を行うにあたり、独自の調査をすることなく、これらの予測及びそれに関連する資料に依拠しています。S M B C日興はかかる財務状況等の予測が実現可能であること、及び実際の結果がこれらの予測に近似することについて、何らの保証をするものではありません。

本意見表明は、本経営統合の実行に必要な一切の政府、監督官庁その他による同意若しくは許認可の取得、その時期又は条件等が、本経営統合を実行した場合に当社若しくは公開買付者の事業の予測される利益に負の影響を与えることなくかかる同意又は許認可が得られるものであることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は、本公開買付価格及び本合併比率が、当社普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否か、及び当社少数株主にとって不利益なものでないか否かのいずれについても、平成23年11月21日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提としており、また、平成23年11月21日までにS M B C日興に提供され又はS M B C日興が入手した情報に基づいて、平成23年11月21日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容に影響を受けることがあります。S M B C日興はその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本意見表明は、本書に明示的に記載された事項以外、又は平成23年11月21日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

S M B C日興は、本経営統合に関して、当社の財務アドバイザーを務めており、そのサービスの対価として当社から手数料を受領する予定です。また、本意見表明提出にあたっては当社とS M B C日興との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。S M B C日興及びその関係会社は、当社、公開買付者、又はそれらの関係会社に対して、投資銀行業務その他の証券/金融商品取引関連業務及び銀行業務等を行い又は将来において行い、報酬等を受領する可能性があります。また、通常の業務の過程において、当社、公開買付者又はそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し又は所有することがあります。本意見表明は、本経営統合実行前の当社及び公開買付者の普通株式の価値又は株価水準並びに本経営統合実行後の当社の普通株式の価値又は株価水準について意見を述べるものではありません。本意見表明に記載された内容は、当社の取締役会が本公開買付価格及び本合併比率を検討するにあたり参考情報を提供することのみを目的としています。S M B C日興は、本公開買付価格及び本合併比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定について意見を述べることを、又は当社が本経営統合を遂行若しくは実行するという事業上の意思決定(他の事業戦略や取引と比較した上での是非を含みます。)、本経営統合のストラクチャーやこれに代替するストラクチャーの有無若しくは有効性、本経営統合のストラクチャーとこれに代替するストラクチャーとを比較した上での是非について意見を述べることを要請されておらず、本意見表明においてもかかる点についての意見を述べておりません。

本意見表明に記載された意見は、当社の株主に対して本経営統合に関する株主権の行使その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく、また、当社の株主やその他の者に対して、当社株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。

(モーリス)

モーリスは、当社の取締役会に対し、本経営統合における当社の普通株式の保有者により受領される本公開買付価格及び本合併比率のそれぞれが財務的観点から見て、当社の普通株式の保有者にとって公正である旨のフェアネスオピニオン(以下「モーリスフェアネスオピニオン」といいます。)を2011年11月21日に提供し、そしてそれはその際における一定の前提、留保、制限、手順及びその他モーリスフェアネスオピニオンに記載された事項を条件としております(それらに関

しては前記「 当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」の注をご参照ください<公開買付者注：前記「 当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」とは、対象者プレスリリースに記載された「 当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」をいい、本書においては、前記「当社による独立した財務アドバイザーからの財務分析結果の報告の受領及びフェアネス・オピニオンの取得」からの引用の注をご参照ください。>。)。モーリスは、モーリスフェアネスオピニオンを提供するにあたり、本合併が当社及び公開買付者の株主によりそれぞれ承認されること、並びに本経営統合が本統合契約の規定の条件に従って完了することを前提としております。

モーリスフェアネスオピニオンは、もっぱら本経営統合の評価に際し当社の取締役会の使用及び便益に供されるものであり、いかなる者もこの概要及びモーリスフェアネスオピニオンに依拠することはできません。モーリスフェアネスオピニオンは当社の普通株式の保有者に対して、本公開買付けに応じるべきか又は本合併等に関してどのように議決権を行使すべきかについて推奨を行うものではありません。モーリスは、本公開買付け又は本合併が公表又は完了した際の株式の価値につき何ら意見を表明していません。

モーリスフェアネスオピニオンは、2011年11月21日における業界の業績、規制環境、事業、経済、市場、財務その他の状況全般及び同日におけるモーリスが利用可能な情報に基づいております。モーリスは、2011年11月21日より後にモーリスが知るところとなった、モーリスフェアネスオピニオンに影響を及ぼす事実又は事柄の変更について、いかなる者に通知する約束をせず、また義務を負わないことを表明します。モーリスフェアネスオピニオンや上記の概要の一部だけに着目し、その分析の全体的な内容を考慮しないことにより、モーリスフェアネスオピニオンの根拠となるプロセスにつき不完全な理解を与える可能性があります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年7月11日（水曜日）から平成24年8月22日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年7月11日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金480,000円												
新株予約権証券													
新株予約権付社債券													
株券等信託受益証券 ()													
株券等預託証券 ()													
算定の基礎	<p>本公開買付価格の公正性を確保するため、当社は、両社から独立した財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMに本公開買付価格の財務分析を依頼し、その算定結果の報告を受領しました。</p> <p>また、当社は、平成23年11月21日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、それぞれ下記の3社の主要な前提条件（注1）及びその他各社個別の前提条件のもとに、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。</p> <p>三菱UFJモルガン・スタンレーは、対象者について、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析に基づく分析結果を総合的に勘案して対象者の普通株式1株当たり株式価値のレンジを分析することにより本公開買付価格の分析を行っております。各々の分析により算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は、以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="406 1541 1353 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>採用手法</th> <th>対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定レンジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)</td> <td>市場株価分析</td> <td>325,000円～419,000円</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>類似企業比較分析</td> <td>316,431円～358,622円</td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td>DCF分析</td> <td>473,354円～660,290円</td> </tr> </tbody> </table>		採用手法	対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定レンジ	(a)	市場株価分析	325,000円～419,000円	(b)	類似企業比較分析	316,431円～358,622円	(c)	DCF分析	473,354円～660,290円
	採用手法	対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定レンジ											
(a)	市場株価分析	325,000円～419,000円											
(b)	類似企業比較分析	316,431円～358,622円											
(c)	DCF分析	473,354円～660,290円											

(a) 市場株価分析：325,000円～419,000円

市場株価分析では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日を算定基準日（以下本項において「基準日」といいます。）として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日から1ヶ月前、3ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値（364,500円～385,000円、337,500円～412,500円）、及び本公開買付けに関する一部報道機関による報道がなされた平成23年7月5日の前営業日である平成23年7月4日を算定基準日（以下本項において「基準日」といいます。）として、対象者の平成22年度通期決算発表日以降最初の営業日である平成23年4月27日から基準日までのJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の株価終値（325,000円～419,000円）を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を325,000円～419,000円と分析しております。

(b) 類似企業比較分析：316,431円～358,622円

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する金融商品を取り扱う海外上場証券取引所として、CME Group Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.、CBOE Holdings, Inc.を選定した上で、それらの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を316,431円～358,622円と分析しております。

(c) DCF分析：473,354円～660,290円

DCF分析では、対象者から入手した事業計画に、主要な経営指標の推移を含む対象者の直近までの業績の動向、対象者が公表した各種IR資料、対象者に関するアナリスト・レポート、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を473,354円～660,290円と分析しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値は、永久成長率法により算出しております。また、対象者の割引率としては5.0%～7.0%を、永久成長率としては-0.5%～0.5%を採用しております。

三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析及び意見の前提条件・免責事項については（注1）をご参照下さい。

野村證券は、対象者について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行いました。各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

	採用手法	対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定レンジ
(a)	市場株価平均法	365,000円～382,113円
(b)	類似会社比較法	323,415円～518,654円
(c)	DCF法	473,314円～624,999円

(a) 市場株価平均法：365,000円～382,113円
市場株価平均法では、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日を基準日として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日終値（365,000円）、直近1週間の終値単純平均値（369,100円）、直近1ヶ月間の終値単純平均値（371,000円）、直近3ヶ月間の終値単純平均値（382,113円）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値（377,349円）を基に、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を、365,000円～382,113円と算定しております。

(b) 類似会社比較法：323,415円～518,654円
類似会社比較法では、対象者と比較的類似する海外上場証券取引所としてCBOE Holdings, Inc.、CME Group Inc.及びIntercontinentalExchange, Inc.を選定し、それらの市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を、323,415円～518,654円と算定しております。

(c) DCF法：473,314円～624,999円
DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、経営指標の推移を含む対象者の直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー及びデュー・デリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるスタンド・アローンのフリー・キャッシュ・フローを、資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を評価する手法であり、これにより対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を、473,314円～624,999円と算定しております。なお、予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリューとして、永久成長率法及びマルチプル法により算出しており、対象者について、永久成長率法では-0.25%～+0.25%の永久成長率を使用し、マルチプル法では6.0x～8.0xのEBITDAマルチプルを使用しております。また、対象者の割引率は5.75%～6.75%を使用しております。

野村證券による本公開買付価格の算定及び意見の前提条件・免責事項については（注1）をご参照下さい。

大和証券CMは、対象者について、市場株価法、類似会社比較法、DCF法による算定結果に基づき、本公開買付価格の分析を行っております。各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

	採用手法	対象者の普通株式の1株当たりの価値
(a)	市場株価法	345,024円～382,113円
(b)	類似会社比較法	507,257円～601,967円
(c)	DCF法	478,730円～762,453円

<p>(a) 市場株価法：345,024円～382,113円</p> <p>市場株価法では、平成23年11月4日（本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日、以下本項において「基準日」といいます。）及び平成23年7月4日（本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年7月5日の前営業日、以下本項において「基準日」といいます。）を基準日として、JASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の基準日及び基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間の終値単純平均株価（基準日についてはそれぞれ371,000円、382,113円、基準日についてはそれぞれ345,024円、378,697円）に基づき算定いたしました。</p> <p>(b) 類似会社比較法：507,257円～601,967円</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する上場企業として、CME Group, Inc.、IntercontinentalExchange, Inc.及びCBOE Holdings, Inc.を選定し、各社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者普通株式の1株当たりの価値を算定いたしました。なお、類似会社比較法では、対象者から提供されたスタンド・アロンをベースとした財務予測を算定の基礎といたしました。</p> <p>(c) DCF法：478,730円～762,453円</p> <p>DCF法では、対象者から提供されたスタンド・アロンをベースとした財務予測を算定の基礎といたしました。なお、対象者の予測期間以降のフリー・キャッシュ・フローの価値はターミナル・バリュートして、永久成長率法により算出しており、対象者の永久成長率は-1.00%～+1.00%を使用しております。また、割引率は5.48%～7.48%を使用しております。</p> <p>大和証券CMによる本公開買付価格の分析及び意見の前提条件・免責事項については（注1）をご参照下さい。</p> <p>当社は、対象者に対して実施したビジネス、法務、会計及び税務に関する当社並びに専門家によるデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本経営統合の意義、取引ストラクチャー、対象者の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の複数の要因を総合的に勘案し、両社を代表する財務アドバイザー間における交渉・協議に加え、本公開買付価格に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果も考慮の上、別途独立した財務アドバイザーから本公開買付価格に関する算定結果の提出を受けている対象者との間で直接、慎重な交渉・協議を重ね、最終的には、対象者の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等も踏まえ、当社の財務アドバイザーとも相談し、本公開買付価格が妥当であるとの判断に至ったため、平成23年11月22日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり480,000円と決定いたしました。なお、前述のとおり、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。</p> <p>また、当社は、本公開買付けの開始の決定にあたり、本統合契約に規定される諸条件を変更すべきか否かに関して財務アドバイザー及び法務アドバイザーとも協議の上、平成23年11月22日以降、本公開買付けの開始を決定した平成24年7月10日までの間に、当社及び対象者において、本統合契約に規定される諸条件を修正すべき重大な事実は生じていないことを確認しております。</p>

	<p>本公開買付価格である1株当たり480,000円は、両社が本統合契約の締結及び本公開買付価格を公表した平成23年11月22日の前営業日である平成23年11月21日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値421,000円に対して14.01%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年10月24日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値391,350円（小数点以下四捨五入、以下平均値の計算において同じ。）に対して22.65%、過去3ヶ月間（平成23年8月22日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値386,000円に対して24.35%、過去6ヶ月間（平成23年5月23日から平成23年11月21日まで）の普通取引終値の単純平均値378,686円に対して26.75%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年7月10日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値459,000円に対して4.58%のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本経営統合の合意に向けた最終調整との一部報道機関による憶測報道がなされた平成23年11月7日の前営業日である平成23年11月4日のJASDAQスタンダードにおける対象者の普通株式の普通取引終値365,000円に対して31.51%、過去1ヶ月間（平成23年10月5日から平成23年11月4日）の普通取引終値の単純平均値371,000円に対して29.38%、過去3ヶ月間（平成23年8月5日から平成23年11月4日）の普通株式の普通取引終値の単純平均値382,112円に対して25.62%、過去6ヶ月間（平成23年5月6日から平成23年11月4日）の普通株式の普通取引終値の単純平均値377,349円に対して27.20%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p>
算定の経緯	<p>（買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>両社を取り巻く環境は、情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により、企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで、国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。</p> <p>また、金融取引システムの発展と共に、投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり、取引所間競争においては、当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。</p> <p>さらに、こうした環境を背景として、海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり、日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには、規模の拡大、取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて、流動性の高い効率的な市場を確立し、投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。</p> <p>両社は、このような外部環境について共通の危機意識を持ち、競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果、互いに現物市場とデリバティブ市場という異なる得意分野を持ち、補完関係が成立する両社が経営統合を行い、システム統合等を推進することで両社にとって、現物市場とデリバティブ市場の双方において、国内での確固たる地位を確立すると共に、規模の拡大、当社グループにおける東証一部・TOPIX先物・国債先物を中心とした取扱い金融商品、対象者の日経225先物・オプションを中心とした取扱い金融商品を併せることによる取扱い金融商品の多様化・コスト削減によるグローバル競争力の強化、さらには、両社の市場機能の集約、取引システムの統一化による取引参加者・投資家の利便性向上といった大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また、本経営統合により、国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは、市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し、さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し、両社は、平成23年11月22日付で経営統合を行うことを合意いたしました。</p>

非上場会社である当社と上場会社である対象者は、本経営統合を実現するため、経営統合の手法について、公開買付け、合併、株式交換等の様々な案を検討してまいりましたが、最終的に、統合持株会社における財務負担・最適資本構成やEPS（1株当たり利益）への影響、必要となる事務負担等を総合的に勘案し、本公開買付けを行った後に、本合併を行うという取引ストラクチャーを採用することで合意に至りました。両社は、対等の精神に基づき、本経営統合を行うものとし、本経営統合は、関係当局の許認可等を条件として、まず本公開買付けの実施により対象者を子会社化し、その後、対象者を存続会社、当社を消滅会社とする本合併を行うことを予定しておりました。今般、当社と対象者の間で本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等の確認ができたことから、当社は、平成24年7月10日、本公開買付けを開始することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、両社から独立した財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMに本公開買付価格の財務分析を依頼し、その算定結果の報告を受領しました。

また、当社は、平成23年11月21日付にて、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、それぞれ下記の3社の主要な前提条件（注1）及びその他各社個別の前提条件のもとに、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

当該意見の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価分析	325,000円～419,000円
類似企業比較分析	316,431円～358,622円
DCF分析	473,354円～660,290円

野村證券による対象者の普通株式1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	365,000円～382,113円
類似会社比較法	323,415円～518,654円
DCF法	473,314円～624,999円

大和証券CMによる対象者普通株式の1株当たり価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価法	345,024円～382,113円
類似会社比較法	507,257円～601,967円
DCF法	478,730円～762,453円

	<p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、対象者に対して実施したビジネス、法務、会計及び税務に関する当社並びに専門家によるデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本経営統合の意義、取引ストラクチャー、対象者の財務及び事業の状況、資産の状況、将来の見通し等の複数の要因を総合的に勘案し、両社を代表する財務アドバイザー間における交渉・協議に加え、本公開買付価格に関する財務分析を依頼した財務アドバイザーから提出を受けた算定結果も考慮の上、別途独立した財務アドバイザーから本公開買付価格に関する算定結果の提出を受けている対象者との間で直接、慎重な交渉・協議を重ね、最終的には、対象者の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等も踏まえ、当社の財務アドバイザーとも相談し、本公開買付価格が妥当であるとの判断に至ったため、平成23年11月22日開催の取締役会において本公開買付価格を1株当たり480,000円と決定いたしました。なお、前述のとおり、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券及び大和証券CMから、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。</p> <p>また、当社は、本公開買付けの開始の決定にあたり、本統合契約に規定される諸条件を変更すべきか否かに関して財務アドバイザー及び法務アドバイザーとも協議の上、平成23年11月22日以降、本公開買付けの開始を決定した平成24年7月10日までの間に、当社及び対象者において、本統合契約に規定される諸条件を修正すべき重大な事実は生じていないことを確認しております。</p>
--	---

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレー、野村證券、及び大和証券CM（それぞれを以下本注記において「東証グループ財務アドバイザー」といいます。）は、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる本公開買付価格の分析・算定に際し、両社から提供を受け又は両社と協議した情報、東証グループ財務アドバイザーが検討の対象とした又は東証グループ財務アドバイザーのために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で東証グループ財務アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、対象者とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っており、第三者機関からの鑑定又は査定を提供を受けておりません。加えて、対象者の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、東証グループ財務アドバイザーは、かかる分析もしくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、公開買付者の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、公開買付者取締役会が本公開買付価格の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

東証グループ財務アドバイザーの同意見書及び分析は、同意見書又は分析の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において東証グループ財務アドバイザーが入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては不安定な状況が継続しておりますが、東証グループ財務アドバイザーは、かかる不安定な状況が公開買付者、対象者及び本公開買付価格に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見もしくは分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、東証グループ財務アドバイザーは、その意見又は分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。

東証グループ財務アドバイザーは、本公開買付けに関し、そのサービスに対し、公開買付者からその相当部分について本公開買付け及び本合併の完了を条件とする手数料を受領いたします。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
179,999 (株)	135,001 (株)	179,999 (株)

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(135,001株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。但し、応募株券等の総数が買付予定数の上限(179,999株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	179,999
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月11日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月11日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	270,000
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	66.67
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	66.67

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(179,999株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成24年6月13日に提出した第11期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数です。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。なお、買付け等を行った後における株券等所有割合は三分の二を下回り、かつ本公開買付けには、法第27条の13第4項第2号に規定する条件が付されているため、公開買付者は同項柱書きに定める応募株券等の全部について買い付ける義務を負っておりません。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

独占禁止法

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本件株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本件株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、他の会社の株式の取得により一定の取引分野を実質的に制限することとなる場合には株式を取得してはならないと規定しており、公正取引委員会は、かかる規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（独占禁止法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。事前届出に係る株式の取得に関し、公正取引委員会が排除措置命令をしようとする場合には、原則として、当該事前届出受理の日から一定の期間（原則として事前届出受理の日から30日ですが、延長又は短縮されることもあります。以下「据置期間」といいます。）に、株式取得会社に対し、独占禁止法第49条第5項に規定される通知を行う必要があります（独占禁止法第10条第9項）。そして、公正取引委員会が、かかる通知をしないこととした場合、届出会社に対して、排除措置命令を行わない旨の通知書を交付するものとされています（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得について、平成24年1月4日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されました。公開買付者は、公正取引委員会による審査の過程において、前記「3.買付け等の目的」の「(7)独禁法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを公正取引委員会に申し出ております。そして、公開買付者は、平成24年7月5日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、据置期間は、平成24年7月5日をもって終了しております。なお、本書提出時点において、本件株式取得に関する事前届出受理の日である平成24年1月4日から30日を経過しておりますので、本件株式取得の取得禁止期間も終了しております。

法第106条の10第1項

公開買付者は、株式会社金融商品取引所である対象者を子会社としようとする者に該当するため、本件株式取得については、法第106条の10第1項により、あらかじめ、内閣総理大臣の認可（以下「本認可」といいます。）を受けることが必要となります。

公開買付期間の末日の前日までに、内閣総理大臣から、本認可を受けることができなかった場合、又は内閣総理大臣から本認可を受けたが、公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。公開買付者は、平成24年7月6日付で、内閣総理大臣に対し、本認可に関する正式な申請を行いました。なお、内閣総理大臣から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年7月5日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成24年7月5日付公経企第385号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は買付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	86,399,520,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a) + (b) + (c)	86,529,520,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(179,999株)に1株当たりの買付価格(480,000円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	206,003
計(a)	206,003

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行(東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付等に要する資金に充当するための借入れに係る当座貸越契約 (注) 弁済期:未定 利率:日本円BBA LIBOR 又は日本円TIBORに基づく変動金利 担保:なし	86,400,000
計(b)				86,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から86,400,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を平成24年7月9日付で取得しております。なお、当該融資には、本書の添付資料である融資証明書に記載の各条件が付されております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

86,606,003千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成24年8月29日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(135,001株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(179,999株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、公開買付期間の末日の前日までに、内閣総理大臣から、法第106条の10第1項により、あらかじめ、本認可を受けることができなかった場合、又は内閣総理大臣から本認可を受けたが、公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合には、法令の適用除外に該当するときは除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成19年 8月	株式会社東京証券取引所を完全子会社とする株式移転により株式会社東京証券取引所グループ設立
10月	東京証券取引所自主規制法人設立（11月より業務開始）
平成20年 1月	北京駐在員事務所開設
6月	デリバティブ取引に新商品（ミニT O P I X先物取引、TOPIX Core30先物取引、東証R E I T指数先物取引）を導入するとともに、オプションの取引対象を拡大（E T F・R E I Tを原資産とするオプション）
平成21年 3月	ミニ長期国債先物取引の取引を開始
10月	オプション取引に係る新取引システム（「T d e x +システム」）を稼働 オプション取引にマーケットメイカー制度を導入
平成22年 1月	株券等の取引に係る新取引システム（「arrowhead」）を稼働
7月	配当指数（日経平均・T O P I X・TOPIX Core30配当指数）先物取引の取引を開始
9月	株式会社日本証券クリアリング機構が株式会社日本国債清算機関の株式を取得（出資比率：35.6%）
平成23年 7月	株式会社日本証券クリアリング機構において、クレジット・デフォルト・スワップ（C D S）取引に係る清算業務を開始（C D S清算業務開始にあたり、種類株発行による第三者割当増資を実施（出資比率：A種類株式87.7%（既発行株式）、B種類株式100.0%））
11月	先物・オプション取引を統合したデリバティブ取引システム「新T d e x +システム」を稼働
11月	株式会社大阪証券取引所との経営統合に関する合意

【会社の目的及び事業の内容】

(a) 会社の目的

1. 株式会社金融商品取引所の経営管理
2. 自主規制法人の経営管理その他の前号に附帯する業務

(b) 事業の内容

当社の業務は、子会社である金融商品取引所及び自主規制法人の経営管理等です。

当社グループは子会社4社、持分法適用関連会社4社で構成されており、取引所金融商品市場の開設・運営を主たる業務としております。具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供、有価証券の売買等の債務引受、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等を行っております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年7月11日現在

資本金の額	発行済株式の総数
11,500,000,000円	2,300,000株

【大株主】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿 ガーデンプレイスタワー	100	4.35
SMBCFriend証券株式会 社	東京都中央区日本橋兜町7-12	60	2.61
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒル ズ森タワー	60	2.61
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	55	2.39
リテラ・クレア証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目6-11	41	1.78
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20-3	40	1.74
岩井コスモホールディングス 株式会社	大阪府大阪市中央区北浜1丁目8-16	40	1.74
エスピーアイベンホールディ ングスピーティーイーエル ティーディー	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー 20階 SBIホールディングス株式会社海外事業 管理部気付SBI VEN HOLDINGS PTE.LTD.	40	1.74
岡地証券株式会社	愛知県名古屋市中区栄3丁目7-26	40	1.74
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目4-7	40	1.74
株式会社証券ジャパン	東京都中央区日本橋茅場町1-2-18	40	1.74
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウ キョウ ノースタワー	40	1.74
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目11-1 パシ フィックセンチュリープレイス丸の内19階	40	1.74
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	40	1.74
計	-	676	29.39

【役員の職歴及び所有株式の数】

(a) 取締役

平成24年7月11日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役兼代表執行役社長	最高経営責任者	斉藤 惇	昭和14年10月18日生	昭和38年4月 野村證券株式会社入社 昭和63年12月 同社常務取締役 平成2年6月 同社代表取締役専務 平成7年6月 同社代表取締役副社長 平成10年10月 スミセイ投資顧問株式会社顧問 平成11年1月 住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長 平成14年6月 同社取締役会長 平成15年4月 株式会社産業再生機構代表取締役社長 平成19年3月 同社解散により退任 平成19年5月 株式会社東京証券取引所顧問 平成19年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成19年8月 当社取締役兼代表執行役社長(現任)	0
取締役兼代表執行役専務	最高業務執行責任者	岩熊 博之	昭和27年3月18日生	昭和51年4月 東京証券取引所入所 平成13年11月 株式会社東京証券取引所財務部長 平成15年6月 同社情報サービス部長 平成16年6月 同社執行役員 平成19年6月 同社常務執行役員 平成19年8月 当社常務執行役 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役専務(現任) 株式会社東京証券取引所代表取締役専務(現任)	0
取締役		奥田 碩	昭和7年12月29日生	昭和30年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 昭和57年7月 トヨタ自動車株式会社取締役 昭和62年9月 同社常務取締役 昭和63年9月 同社専務取締役 平成4年9月 同社代表取締役副社長 平成7年8月 同社代表取締役社長 平成11年6月 同社代表取締役会長 平成13年6月 KDDI株式会社社外取締役 平成13年11月 株式会社東京証券取引所社外取締役(現任) 平成18年1月 日本郵政株式会社社外取締役(現任) 平成18年6月 トヨタ自動車株式会社取締役相談役 株式会社豊田自動織機社外監査役 平成19年8月 当社社外取締役(現任) 平成21年6月 トヨタ自動車株式会社相談役 平成24年4月 株式会社国際協力銀行代表取締役総裁(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		久保利 英明	昭和19年 8 月29日生	昭和46年 4月 弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所 平成10年 4月 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 日本銀行コンプライアンス委員会メン バー 平成12年 9月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社 あおぞら銀行）社外監査役 平成13年 4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合 会副会長 平成13年10月 野村ホールディングス株式会社社外取締 役 平成14年12月 金融庁顧問・金融問題タスクフォースメ ンバー 平成15年 2月 ソースネクスト株式会社社外監査役（現 任） 平成15年 3月 知的財産戦略本部本部員 平成16年 4月 大宮法科大学院大学教授（現任） 平成16年 6月 株式会社ニッポン放送社外取締役 平成17年 4月 日本銀行コンプライアンス会議メンバ ー（現任） 平成18年 9月 金融庁総務企画局参事（法令等遵守調査 室顧問）（現任） 日本銀行金融取引等審査会委員（現任） 平成20年 6月 農林中央金庫経営管理委員（現任） 平成23年 6月 当社社外取締役（現任） 東京証券取引所自主規制法人外部理事 （現任）	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		河野 栄子	昭和21年1月1日生	昭和44年12月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルート）入社 昭和59年4月 同社取締役 昭和60年8月 同社常務取締役 昭和61年6月 同社専務取締役 平成6年6月 同社取締役副社長 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長兼CEO HOYA株式会社社外取締役（現任） 平成16年4月 株式会社リクルート取締役会長兼取締役会議長 平成16年6月 三井住友海上火災保険株式会社社外監査役 平成16年11月 早稲田大学理事 平成17年6月 株式会社リクルート特別顧問 三井住友海上火災保険株式会社社外取締役（現任） 平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社（現MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社）社外取締役 平成20年6月 DIC株式会社社外取締役（現任） 平成21年6月 当社社外取締役（現任） 株式会社東京証券取引所社外取締役（現任）	0
取締役		清水 湛	昭和9年9月24日生	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 平成2年3月 法務省民事局長 平成5年7月 東京高等裁判所部統括判事 平成8年3月 千葉地方裁判所長 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成10年12月 金融再生委員会委員（委員長代理） 平成13年1月 金融庁顧問 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授 平成16年6月 株式会社東芝社外取締役 平成17年1月 弁護士登録（現任） 平成17年10月 東日本高速道路株式会社社外監査役 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人外部理事 平成20年6月 株式会社横浜銀行社外監査役（現任） 平成23年6月 当社社外取締役（現任） 株式会社東京証券取引所社外監査役（現任）	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		林 正和	昭和20年4月6日生	昭和43年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成4年6月 同省証券局総務課長 平成12年6月 同省主計局長 平成15年1月 財務事務次官 平成16年7月 財務省顧問 平成17年7月 日本投資者保護基金理事長 平成19年8月 当社取締役(現任) 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事長(現任)	0
取締役		広瀬 雅行	昭和31年7月8日生	昭和54年4月 東京証券取引所入所 平成15年6月 株式会社東京証券取引所考査部長 平成16年6月 同社情報システム部長 平成18年4月 同社IT企画部長 平成18年6月 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部長 平成19年6月 同社IT企画部長兼IT開発部売買システム部長 平成19年8月 同社IT企画部長 株式会社東京証券取引所IT開発部売買システム部長 平成20年6月 同社IT開発部売買システム部長兼IT管理室長 平成21年1月 同社IT開発部Tdex+システム部長兼IT管理室長 平成21年6月 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所監査役(現任)	0
取締役		藤沼 亜起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士登録(現任) 平成3年5月 監査法人朝日新和会計社代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年7月 同協会相談役(現任) 平成19年8月 当社社外取締役(現任) 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人外部理事(現任) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)特任教授(現任) 平成20年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 住友商事株式会社社外監査役(現任) 武田薬品工業株式会社社外監査役(現任) 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任) 平成22年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		本田 勝彦	昭和17年3月12日生	昭和40年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 平成4年6月 日本たばこ産業株式会社取締役人事部長 平成6年6月 同社常務取締役人事労働グループリーダー 平成7年6月 同社常務取締役たばこ事業本部長 平成8年6月 同社専務取締役たばこ事業本部長 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社取締役相談役 平成19年6月 東京瓦斯株式会社社外取締役(現任) 平成21年6月 当社社外取締役(現任) 株式会社東京証券取引所社外取締役(現任) 日本たばこ産業株式会社相談役(現任)	0
取締役		松尾 邦弘	昭和17年9月13日生	昭和41年4月 司法修習生 昭和43年4月 東京地方検察庁検事 平成8年12月 同庁次席検事 平成10年6月 法務省刑事局長 平成11年12月 法務事務次官 平成16年6月 検事総長 平成18年9月 弁護士登録(現任) 平成19年3月 旭硝子株式会社社外取締役(現任) 平成19年6月 トヨタ自動車株式会社社外監査役(現任) 平成20年6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役(現任) 三井物産株式会社社外監査役(現任) 平成21年6月 当社社外取締役(現任) 株式会社東京証券取引所社外監査役(現任) 株式会社小松製作所社外監査役(現任) 平成23年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		松本 大	昭和38年12月19日生	昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 ゴールドマン・サックス・グループ,L.P.ゼネラル・パートナー 平成10年11月 ゴールドマン・サックス・グループ,L.P.リミテッド・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社)代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)代表取締役社長CEO 日興ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)取締役 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役社長CEO(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 株式会社東京証券取引所社外取締役(現任) 株式会社新生銀行社外取締役 平成22年6月 株式会社カカコム社外取締役(現任) 平成23年2月 マネックスグループ株式会社代表取締役会長兼社長CEO(現任) 平成23年6月 TradeStation Group, Inc.取締役会長(現任)	0
取締役		森谷 敬	昭和25年11月28日生	昭和49年4月 日本銀行入行 平成8年8月 同行新潟支店長 平成11年11月 同行国際局参事 平成14年6月 同行広島支店長 平成15年7月 同行文書局長 平成16年6月 日本証券代行株式会社代表取締役副社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成18年10月 株式会社JBI Sホールディングス代表取締役副社長 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 株式会社東京証券取引所社外監査役(現任) 東京証券取引所自主規制法人監事(現任)	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役		チャールズ・ デイトマース・ レイク二世	昭和37年1月8日生	平成4年8月 米国通商代表部(USTR)日本部長 平成5年7月 同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問 平成11年6月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブコロンバス日本支社(アメリカンファミリー生命保険会社)執行役員・法律顧問 平成13年7月 同支社副社長 平成15年1月 同支社日本における代表者・社長 平成17年4月 同支社日本における代表者・副会長 平成18年6月 株式会社東京証券取引所社外取締役(現任) 平成19年8月 当社社外取締役(現任) 平成20年7月 アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長(現任)	0
計					0

(注1) 取締役 奥田碩、久保利英明、河野栄子、清水湛、藤沼垂起、本田勝彦、松尾邦弘、松本大、森谷敬、チャールズ・デイトマース・レイク二世の10氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 当社の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 斉藤 惇 委員 奥田 碩 久保利 英明

監査委員会 委員長 森谷 敬 委員 清水 湛 広瀬 雅行 松尾 邦弘

報酬委員会 委員長 本田 勝彦 委員 斉藤 惇 チャールズ・デイトマース・レイク二世

(b) 執行役

平成24年7月11日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
専務執行役	最高情報責任者、IT企画担当	鈴木 義伯	昭和24年1月19日生	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 昭和63年1月 日本電信電話株式会社 同社金融システム事業部担当部長 昭和63年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社 金融システム事業部担当部長 平成6年7月 同社金融システム事業本部第二金融システム事業部長 平成10年8月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部 同社第二金融システム事業部長 平成13年6月 同社取締役金融システム事業本部第二金融システム事業部長 平成14年5月 同社取締役金融システム事業本部副事業本部長 平成16年5月 同社取締役リージョナルバンキングシステム事業本部長 平成17年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長 平成18年2月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成19年8月 当社常務執行役 平成22年6月 当社専務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所専務取締役(現任)	0
常務執行役	渉外広報・CSR推進担当	浦西 友義	昭和26年2月16日生	昭和49年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成6年7月 同省銀行局保険部保険第二課長 平成7年6月 同省国際金融局調査課長 平成9年5月 外務省在連合王国日本国大使館参事官 平成10年1月 外務省在連合王国日本国大使館公使 平成12年7月 金融庁総務企画部参事官(監督部担当) 兼金融先物取引所監理官 平成13年1月 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 兼金融先物取引所監理官 平成13年7月 横浜税関長 平成14年7月 財務省大臣官房審議官(関税局担当) 平成15年8月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員 株式会社ICJ代表取締役 平成19年8月 当社常務執行役(現任) 平成21年6月 株式会社東京証券取引所常務取締役	0

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
常務執行役	経営企画・ 報道・I R 担当	宮原 幸一郎	昭和32年3月10日生	昭和54年4月 電源開発株式会社入社 昭和63年4月 東京証券取引所入所 平成14年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 平成16年6月 同社情報サービス部長 平成17年6月 株式会社I C J代表取締役社長 平成17年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人常任理事 平成21年6月 当社常務執行役(現任)	0
執行役	人事担当	岩永 守幸	昭和36年11月8日生	昭和59年4月 東京証券取引所入所 平成19年6月 株式会社東京証券取引所経営企画部長 平成19年8月 当社経営企画部長 平成20年6月 当社執行役 平成21年6月 株式会社東京証券取引所執行役員(現任) 平成24年6月 当社執行役(現任)	0
執行役	最高財務責任者、総務・ 財務担当	岩崎 範郎	昭和32年5月16日生	昭和56年4月 東京証券取引所入所 平成16年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 平成19年6月 同社財務部長 平成19年8月 当社財務部長 平成21年6月 当社執行役(現任)	0
計					0

(2) 【経理の状況】

当社が純粋持株会社であることに鑑み、経理の状況については当社の個別財務諸表ではなく、連結財務諸表を掲載しております。また、上記の連結財務諸表に加え、参考として、会社法第444条第1項に基づく連結計算書類も後掲しております。

1．連結財務諸表の作成方法について

以下に掲げる当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、最近連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)において、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人又は公認会計士による監査は受けておりませんが、参考として記載しております連結計算書類については、会社法第444条第4項の規定に基づき、当社の監査委員会及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

【連結財務諸表】

イ【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度
(平成24年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	4	67,679
営業未収入金		4,656
仕掛品		1,313
繰延税金資産		934
売買・取引証拠金特定資産	4	111,296
清算基金特定資産	4	59,376
決済促進担保金特定資産	4	11,110
その他		1,489
貸倒引当金		0
流動資産合計		257,854

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物		5,924
減価償却累計額		4,042
建物及び構築物(純額)		1,881
土地		2,399
その他		15,687
減価償却累計額		13,229
その他(純額)		2,457
有形固定資産合計		6,738

無形固定資産

ソフトウェア		18,135
その他		1,966
無形固定資産合計		20,102

投資その他の資産

投資有価証券	1	33,745
長期貸付金		23
繰延税金資産		465
信託金特定資産	4	314
違約損失積立金特定資産	4	17,367
その他		8,834
貸倒引当金		199
投資その他の資産合計		60,552

固定資産合計

固定資産合計		87,393
--------	--	--------

資産合計

345,247

(単位：百万円)

当連結会計年度
(平成24年3月31日)

負債の部	
流動負債	
営業未払金	1,865
短期借入金	17,570
未払法人税等	2,667
賞与引当金	951
役員賞与引当金	179
預り売買・取引証拠金	4 111,296
預り清算基金	4 59,376
預り決済促進担保金	4 11,110
預り取引参加者保証金	4 3,525
その他	1,447
流動負債合計	209,990
固定負債	
繰延税金負債	2,028
退職給付引当金	5,372
預り信託金	314
その他	419
固定負債合計	8,135
負債合計	218,125
純資産の部	
株主資本	
資本金	11,500
資本剰余金	25,358
利益剰余金	4 87,205
自己株式	4,332
株主資本合計	119,731
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,873
その他の包括利益累計額合計	4,873
少数株主持分	2,516
純資産合計	127,122
負債純資産合計	345,247

口【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度
(自平成23年4月1日
至平成24年3月31日)

営業収益	
取引参加料金	19,842
上場関係収入	7,329
情報関係収入	11,050
証券決済関係収入	6,828
その他	7,994
営業収益合計	53,045
営業費用	
人件費	11,491
不動産賃借料	5,338
システム維持・運営費	5,778
減価償却費	10,867
システム開発原価	5,039
その他	5,370
営業費用合計	43,885
営業利益	9,159
営業外収益	
受取利息	113
受取配当金	875
持分法による投資利益	392
助成金収入	246
その他	185
営業外収益合計	1,813
営業外費用	
支払利息	52
株式交付費	15
その他	1
営業外費用合計	69
経常利益	10,903
特別損失	
減損損失	6
その他	0
特別損失合計	6
税金等調整前当期純利益	10,896
法人税、住民税及び事業税	4,568
法人税等調整額	82
法人税等合計	4,650
少数株主損益調整前当期純利益	6,245
少数株主損失()	66
当期純利益	6,311

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,245
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	866
持分法適用会社に対する持分相当額	0
その他の包括利益合計	866
包括利益	5,379
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	5,445
少数株主に係る包括利益	66

八【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		11,500
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		11,500
資本剰余金		
当期首残高		25,358
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		25,358
利益剰余金		
当期首残高		83,621
当期変動額		
剰余金の配当		2,728
当期純利益		6,311
当期変動額合計		3,583
当期末残高		87,205
自己株式		
当期首残高		4,332
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		4,332
株主資本合計		
当期首残高		116,147
当期変動額		
剰余金の配当		2,728
当期純利益		6,311
当期変動額合計		3,583
当期末残高		119,731
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		5,740
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		866
当期変動額合計		866
当期末残高		4,873
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		5,740
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		866
当期変動額合計		866
当期末残高		4,873

(単位：百万円)

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

少数株主持分	
当期首残高	2,893
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	376
当期変動額合計	376
当期末残高	2,516
純資産合計	
当期首残高	124,782
当期変動額	
剰余金の配当	2,728
当期純利益	6,311
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,243
当期変動額合計	2,340
当期末残高	127,122

二【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	10,896
減価償却費	10,993
減損損失	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
賞与引当金の増減額(は減少)	62
役員賞与引当金の増減額(は減少)	113
退職給付引当金の増減額(は減少)	31
受取利息及び受取配当金	989
支払利息	52
持分法による投資損益(は益)	392
営業債権の増減額(は増加)	284
たな卸資産の増減額(は増加)	1,060
営業債務の増減額(は減少)	330
その他	217
小計	19,536
利息及び配当金の受取額	1,073
利息の支払額	52
法人税等の支払額	4,685
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,872
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	71,300
定期預金の払戻による収入	63,400
有形固定資産の取得による支出	765
無形固定資産の取得による支出	5,576
投資有価証券の取得による支出	4
子会社株式の取得による支出	177
その他	39
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,464
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	2,728
その他	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,731
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,322
現金及び現金同等物の期首残高	29,101
現金及び現金同等物の期末残高	27,779

【継続企業の前提に関する事項】

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名

(株)東京証券取引所
東京証券取引所自主規制法人
(株)日本証券クリアリング機構
(株)T O K Y O A I M取引所
(株)東証システムサービス

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の関連会社数 4社

会社名

(株)証券保管振替機構
(株)I C J
(株)東証コンピュータシステム
(株)日本国債清算機関

(ロ) 持分法を適用していない排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）

については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(二) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金

取締役、理事、執行役員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(ホ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(ヘ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(ト) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

債務引受に係る会計処理

（株）日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は、20,718百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業費用」の「その他」に含めておりました「システム開発原価」は、営業費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「システム開発原価」は、3,939百万円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「株式交付費」は、6百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は、0百万円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が減ったため、当連結会計年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めることとしました。なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は、0百万円であります。

【会計上の見積りの変更】

当社は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,802百万円減少しております。また、当連結会計年度において、当該固定資産の一部を除却したことから、税金等調整前当期純利益は325百万円減少しております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度
(平成24年3月31日)

1 関連会社に対する投資有価証券
投資有価証券(株式) 7,769百万円

2 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証

2,998百万円

計 2,998百万円

3 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

4 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

売買証拠金代用有価証券	-百万円
取引証拠金代用有価証券	673,708百万円
清算基金代用有価証券	125,810百万円
決済促進担保金代用有価証券	70,648百万円
信託金代用有価証券	1,212百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(同社の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、1,583百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所(現物についてはほかの取引所も含む。)が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		
1 営業費用のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。		
人件費の主な内訳		
給与	6,558百万円	
賞与引当金繰入額	919百万円	
役員賞与引当金繰入額	179百万円	
退職給付費用	1,470百万円	
2 当社の連結子会社において、以下の資産について減損損失を計上しております。		
(1) 減損損失を認識した会社		
(株)T O K Y O A I M取引所		
(2) 減損損失を認識した資産及び減損損失の金額		
用途	種類	金額(百万円)
事業用資産	ソフトウェア	6
(3) 減損損失の認識に至った経緯		
(株)T O K Y O A I M取引所を(株)東京証券取引所に吸収合併することを決定し、固定資産の使用方法を見直した結果、減損損失を認識しております。		
(4) 資産グルーピングの方法		
当社グループは単一事業を営んでいるため、事業用資産に区分はなく、会社ごとに一つのグルーピングとしております。遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングの最小単位としております。		
(5) 回収可能価額の算定方法		
帳簿価額は備忘価格を残して全額減損損失としております。		
なお、使用価値及び正味売却価額ともいずれも零と見込まれるため、回収可能価額は零で評価しております。		

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額	
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	2,105百万円
組替調整額	-
税効果調整前	2,105百万円
税効果額	1,239百万円
その他有価証券評価差額金	866百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	0百万円
その他の包括利益合計	866百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,300	-	-	2,300
合計	2,300	-	-	2,300
自己株式				
普通株式	26	-	-	26
合計	26	-	-	26

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月17日 取締役会	普通株式	2,728	1,200.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	1,932	利益剰余金	850.00	平成24年 3月31日	平成24年 5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	67,679百万円
<u>3ヶ月超の定期預金</u>	<u>39,900百万円</u>
現金及び現金同等物	27,779百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取り締役に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります(当該資産及び負債については、連結財務諸表 - 注記事項 - (連結貸借対照表関係) - 4「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。)

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) (単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	67,679	67,679	-
(2) 営業未収入金	4,656	4,656	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,591	1,607	16
その他有価証券	24,285	24,285	-
(4) 売買・取引証拠金特定資産	111,296	111,296	-
(5) 清算基金特定資産	59,376	59,376	-
(6) 決済促進担保金特定資産	11,110	11,110	-
(7) 信認金特定資産	314	314	-
(8) 違約損失積立金特定資産	17,367	17,367	-
資産計	297,677	297,693	16
(9) 預り売買・取引証拠金	(111,296)	(111,296)	-
(10) 預り清算基金	(59,376)	(59,376)	-
(11) 預り決済促進担保金	(11,110)	(11,110)	-
(12) 預り取引参加者保証金	(3,525)	(3,525)	-
負債計	(185,308)	(185,308)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) ~ (12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額7,869百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、預り信託金(連結貸借対照表計上額314百万円)についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	67,679	-
営業未収入金	4,656	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債等)	-	1,568
合計	72,335	1,568

(有価証券)

当連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債 等	1,591	1,607	16
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債 等	-	-	-
合計		1,591	1,607	16

2. その他有価証券(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	16,712	24,285	7,573
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
合計		16,712	24,285	7,573

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。なお、平成17年4月1日より新たに確定拠出年金制度を導入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ. 退職給付債務	22,700
ロ. 年金資産	16,396
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	6,303
ニ. 未認識過去勤務債務	1,397
ホ. 未認識数理計算上の差異	3,750
ヘ. 会計基準変更時差異の未処理額	1,706
ト. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,243
チ. 前払年金費用	3,128
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	5,372

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用	1,557
イ. 勤務費用	662
ロ. 利息費用	458
ハ. 期待運用収益	313
ニ. 過去勤務債務の費用処理額	465
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	582
ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	568
ト. その他	63

(注)「ト.その他」は、主に確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.6%
ハ. 期待運用収益率	2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	15年

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	
退職給付引当金	840百万円
賞与引当金	363百万円
貸倒引当金繰入	15百万円
減価償却費	138百万円
固定資産未実現損益	100百万円
未払事業税	217百万円
繰越欠損金	461百万円
訴訟関連損失	4,709百万円
その他	819百万円
繰延税金資産小計	7,666百万円
評価性引当額	5,596百万円
繰延税金資産合計	2,069百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,699百万円
繰延税金負債合計	2,699百万円
繰延税金資産(負債)の純額	629百万円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	934百万円
固定資産 - 繰延税金資産	465百万円
固定負債 - 繰延税金負債	2,028百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が184百万円減少、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が198百万円、その他有価証券評価差額金額が382百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

当社と㈱大阪証券取引所は、平成23年11月22日開催の両社の取締役会における決議に基づき、両社の経営統合について合意し、統合契約を締結いたしました。

1. 取得による企業結合(公開買付による株式取得)

企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	㈱大阪証券取引所
事業の内容	金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所としての取引所 金融商品市場の開設・運営。 金融商品取引清算機関としての金融商品債務引受。

(2) 企業結合の主な目的

当社が被取得企業を子会社化した上で、将来的に、現物市場とデリバティブ市場という異なる強みを持つ東京・大阪の両取引所が経営統合することは、幅広い金融商品の提供、システムコストの削減、より高度なシステム開発余力の拡大、参加者の資本効率の向上などの大きなシナジー効果が期待されるものと考えております。

(3) 企業結合日

平成24年8月末(予定)

(4) 企業結合の法的形式

公開買付による株式取得

2. 共通支配下の取引等(合併)

取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	㈱大阪証券取引所
事業の内容	金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所としての取引所 金融商品市場の開設・運営。 金融商品取引清算機関としての金融商品債務引受。

(2) 企業結合日

平成25年1月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

㈱大阪証券取引所を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とした合併。

(4) 結合後企業の名称

㈱日本取引所グループ

3. 共通支配下の取引等(会社分割)

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	当社
事業の内容	子会社である㈱東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人の経営管理等。

企業結合日
平成25年 1月 1日（予定）

企業結合の法的形式
当社を分割会社、(株)東京証券取引所（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割。

（2）取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称	(株)大阪証券取引所
事業の内容	金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所としての取引所 金融商品市場の開設・運営。 金融商品取引清算機関としての金融商品債務引受。

企業結合日
平成25年 1月 1日（予定）

企業結合の法的形式
(株)大阪証券取引所を分割会社、大証M（仮称、今後設立予定の当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

（資産除去債務関係）

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

連結財務諸表 - 口 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 - （連結損益計算書）に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当連結会計年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	
1株当たり純資産額	54,801円89銭
1株当たり当期純利益金額	2,775円98銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当期純利益（百万円）	6,311
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	6,311
普通株式の期中平均株式数（千株）	2,273

（重要な後発事象）

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
該当事項はありません。

ホ【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,570	17,570	0.3	-
合計	17,570	17,570	0.3	-

(注)「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

a 決算日後の状況

特記事項はありません。

b 当連結会計年度における四半期情報

該当事項はありません。

c 訴訟

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

< 参考：会社法第444条第1項に基づく連結計算書類 >

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	257,854	流動負債	209,990
現金及び預金	67,679	営業未払金	1,865
営業未収入金	4,656	短期借入金	17,570
仕掛品	1,313	未払法人税等	2,667
繰延税金資産	934	賞与引当金	951
売買・取引証拠金特定資産	111,296	役員賞与引当金	179
清算基金特定資産	59,376	預り売買・取引証拠金	111,296
決済促進担保金特定資産	11,110	預り清算基金	59,376
その他	1,489	預り決済促進担保金	11,110
貸倒引当金	0	預り取引参加者保証金	3,525
固定資産	87,393	その他	1,447
有形固定資産	6,738	固定負債	8,135
建物及び構築物	1,881	繰延税金負債	2,028
土地	2,399	退職給付引当金	5,372
その他	2,457	預り信託金	314
無形固定資産	20,102	その他	419
ソフトウェア	18,135	負債合計	218,125
その他	1,966	(純資産の部)	
投資その他の資産	60,552	株主資本	119,731
投資有価証券	33,745	資本金	11,500
長期貸付金	23	資本剰余金	25,358
繰延税金資産	465	利益剰余金	87,205
信託金特定資産	314	自己株式	4,332
違約損失積立金特定資産	17,367	その他の包括利益累計額	4,873
その他	8,834	その他有価証券評価差額金	4,873
貸倒引当金	199	少数株主持分	2,516
資産合計	345,247	純資産合計	127,122
		負債・純資産合計	345,247

連結損益計算書

(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	53,045
取引参加料金	19,842
上場関係収入	7,329
情報関係収入	11,050
証券決済関係収入	6,828
その他	7,994
営業費用	43,885
営業利益	9,159
営業外収益	1,813
受取利息	113
受取配当金	875
持分法による投資利益	392
助成金収入	246
その他	185
営業外費用	69
支払利息	52
株式交付費	15
その他	1
経常利益	10,903
特別損失	6
減損損失	6
その他	0
税金等調整前当期純利益	10,896
法人税、住民税及び事業税	4,568
法人税等調整額	82
少数株主損益調整前当期純利益	6,245
少数株主損失	66
当期純利益	6,311

連結株主資本等変動計算書

(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	11,500
資本剰余金	
当期首残高	25,358
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	25,358
利益剰余金	
当期首残高	83,621
当期変動額	
剰余金の配当	2,728
当期純利益	6,311
当期変動額合計	3,583
当期末残高	87,205
自己株式	
当期首残高	4,332
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	4,332
株主資本合計	
当期首残高	116,147
当期変動額	
剰余金の配当	2,728
当期純利益	6,311
当期変動額合計	3,583
当期末残高	119,731

その他の包括利益累計額	
其他有価証券評価差額金	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	866
当期変動額合計	866
当期末残高	4,873
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,740
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	866
当期変動額合計	866
当期末残高	4,873
少数株主持分	
当期首残高	2,893
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	376
当期変動額合計	376
当期末残高	2,516
純資産合計	
当期首残高	124,782
当期変動額	
剰余金の配当	2,728
当期純利益	6,311
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,243
当期変動額合計	2,340
当期末残高	127,122

連結注記表

・連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、
(株)日本証券クリアリング機構、(株)T O K Y O A I M取引所及び(株)東証システムサービス

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)I C J、(株)東証コンピュータシステム及び(株)日本国債清算機関

(2) 持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：総平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金

取締役、理事、執行役員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(6) 債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

・表示方法の変更に關する注記

1. ソフトウェアの表示方法の変更

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「ソフトウェア」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「ソフトウェア」は、20,718百万円であります。

2. 株式交付費の表示方法の変更

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「株式交付費」は、6百万円であります。

3. 固定資産除却損の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は、0百万円であります。

・会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,802百万円減少しております。また、当連結会計年度において、当該固定資産の一部を除却したことから、税金等調整前当期純利益は325百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

・連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,272百万円

2. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 2,998百万円

3. 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金(10,712百万円及び遅延損害金)の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が附帯控訴しており、現在係争中であります。

4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

売買証拠金代用有価証券	-百万円
取引証拠金代用有価証券	673,708百万円
清算基金代用有価証券	125,810百万円
決済促進担保金代用有価証券	70,648百万円
信託金代用有価証券	1,212百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(同社の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、1,583百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しております。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所(現物についてはほかの取引所も含む。)が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっております。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

・ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,300,000株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月17日取締役会	普通株式	2,728	1,200.00	平成23年3月31日	平成23年6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの(予定)

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日取締役会	普通株式	1,932	利益剰余金	850.00	平成24年3月31日	平成24年5月31日

・金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であり、市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取締役会に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります（当該資産及び負債については、「連結貸借対照表に関する注記4. 「証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	67,679	67,679	-
(2) 営業未収入金	4,656	4,656	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,591	1,607	16
その他有価証券	24,285	24,285	-
(4) 売買・取引証拠金特定資産	111,296	111,296	-
(5) 清算基金特定資産	59,376	59,376	-
(6) 決済促進担保金特定資産	11,110	11,110	-
(7) 信認金特定資産	314	314	-
(8) 違約損失積立金特定資産	17,367	17,367	-
資産計	297,677	297,693	16
(9) 預り売買・取引証拠金	(111,296)	(111,296)	-
(10) 預り清算基金	(59,376)	(59,376)	-
(11) 預り決済促進担保金	(11,110)	(11,110)	-
(12) 預り取引参加者保証金	(3,525)	(3,525)	-
負債計	(185,308)	(185,308)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	1,591	1,607	16
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
合計		1,591	1,607	16

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,712	24,285	7,573
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		16,712	24,285	7,573

(4) ~ (12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債
時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額7,869百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、預り信託金(連結貸借対照表計上額314百万円)についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	67,679	-
営業未収入金	4,656	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・地方債等)	-	1,568
合計	72,335	1,568

・ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 54,801円89銭
2. 1株当たり当期純利益 2,775円98銭

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数8個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月11日現在)(g)」には含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数8個を含めております。なお、かかる議決権の数は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月11日現在)(g)」には含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年7月11日現在)

氏名又は名称	山澤 光太郎
住所又は所在地	東京都中央区日本橋兜町2-1
職業又は事業の内容	株式会社日本証券クリアリング機構 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日本証券クリアリング機構 経営管理グループ 連絡場所 東京都中央区日本橋兜町2-1 連絡番号 03 - 3665 - 1234
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員等

【所有株券等の数】

山澤 光太郎

(平成24年7月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 山澤光太郎氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有する株券等の数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年7月11日現在)(g)」には含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見について、以下のとおり決議したとのことです。

対象者は、平成24年7月10日開催の対象者の取締役会において、本経営統合は対象者の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、本経営統合の一環として行われる本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、()引き続き対象者の株式を保有して統合持株会社の株主となっていただくとの選択肢に加えて、()本公開買付けに応募していただくことによりこの時点で一定の現金化を図るとの選択肢を提供するものであります。

対象者は、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けにおける本公開買付け価格である1株当たり480,000円は妥当であり、かつ、対象者の株主の皆様が上記のいずれの選択肢を選択されても株主の皆様にとって特に不利ではないものであると判断しており、第一義的には、株主の皆様に対し()及び()の両選択肢も踏まえて、本公開買付けに応募されるか否かをご判断いただくこととしております。

一方で、本公開買付けには下限が設定されており、対象者の中長期的な企業価値を向上させると考えられる本経営統合の実現には本公開買付けに対して一定程度以上の対象者の株主の皆様が応募されることが不可欠です。

以上から、対象者の取締役会は、本経営統合の実現に向けて、本公開買付けに応募すると選択肢が有利であると判断される株主の皆様には本公開買付けに対して応募されることを推奨する旨、また、その他の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、当該株主の皆様が判断に委ねる旨を、上記賛同の意見表明と併せて対象者の取締役会で決議いたしました。

また、当社と対象者は、本統合契約及びその後の本統合契約に基づく協議において、大要以下の事項について合意しております。

本統合契約の概要

(a) 公開買付者と対象者は、次の順序に従って、本経営統合を行う。

- a. 本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、両社が別途合意する日に、当社は、法に規定するところに従い、対象者の普通株式を対象とした本公開買付けを実施する。
- b. 本公開買付けが開始される場合には、本経営統合に関する独占禁止法の手続及び対応に関し、公正取引委員会から排除措置命令が行われないこと等が確認できていることを含め、その他の関係当局からの許認可等の取得等を条件として、対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う。
- c. 本公開買付けの成立後、両社は、本合併に係る本合併契約を締結する。なお、本合併比率は、次のとおりとする。

会社名	当社	対象者
本合併に係る割当ての内容	0.2019	1

(注1) 当社の株式1株に対して、対象者の株式0.2019株を割当て交付します。但し、当社が保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) なお、本合併により発行する新株式数は、普通株式459,068株です。

- d. 本合併契約の締結後、当社は、東証との間で、当社を分割会社、東証を承継会社とする東証グループ吸収分割契約を締結する。

- e. 本合併契約の締結後、対象者は、対象者を分割会社とする吸収分割の承継会社となるため大証Mを新たに設立し、大証Mとの間で大証吸収分割契約を締結する。
- f. 両社は、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の締結後、遅滞なく株主総会をそれぞれ招集し、本合併契約並びに東証グループ吸収分割契約及び大証吸収分割契約の承認議案（対象者については本合併契約に定める内容の定款変更議案並びに本合併契約に定める対象者における取締役及び会計監査人の選任議案を含む。）その他本経営統合に必要な事項として両社が別途合意する事項に関する議案を提出し、これらにつき株主総会の承認を求める。
- g. 本合併の効力発生日は平成25年1月1日とし、両社会社分割の効力発生日は本合併の効力発生日と同日を目途として両社が別途協議の上合意する日とする。なお、これらの効力発生日は、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で合意の上、変更することができる。
- (b) 公開買付者及び対象者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、従前遂行してきた業務の基準、態様及び方法に従って、自ら及びその子会社の事業の運営及び資産の管理を行うものとし、公開買付者及び対象者の間で別途合意した場合を除き、本統合契約締結日時点における通常の業務において必要となる範囲を逸脱するような契約の締結、変更若しくは解除、合併その他の組織再編行為、定款の変更、株式等の発行等を行ってはならない。
- (c) 公開買付者及び対象者は、統合準備委員会を設置し、統合業務を円滑・迅速に推進する他、本経営統合を円滑に実行する上で必要となる独占禁止法、産業活力再生特別措置法、業法規制及び証券関連規制その他の法令上の対応を適宜・適切に行う。
- (d) 公開買付者及び対象者は、本統合契約締結後、本合併の効力発生日までの間、相手方から事前に書面による承諾を得ずに、取引所を運営する法人との経営統合又は本経営統合と類似の目標を達成するその他一切の取引（公開買付者については新規株式公開を含む。）に関する勧誘、協議、交渉、契約（法的拘束力の有無を問わない。）の締結又は実行をしてはならない。
- (e) 本合併の効力発生日における統合持株会社の概要は次のとおりとする。
- a. 商号及び英文名称については公開買付者及び対象者が別途合意する。但し、本統合契約締結日現在の仮称は「株式会社日本取引所グループ」とする。
- b. 本店所在地は東京都中央区に置き、機関設計は委員会設置会社とする。
- c. 取締役の人数及び構成は公開買付者及び対象者で別途合意する者とする。但し、本合併の効力発生日において、公開買付者の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）に、対象者の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する。
- d. 統合持株会社は、統合持株会社の普通株式を（ ）東京証券取引所市場第一部へ本経営統合の完了日又はその後速やかに上場させること、及び（ ）JASDAQスタンダードから大阪証券取引所市場第一部へ（ ）の上場と同時又はその後速やかに市場変更させることを目指す。
- (f) 本統合契約は、a. 平成24年12月31日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本公開買付けが開始されない場合、b. 本公開買付けが成立しなかった場合、c. 本公開買付けが成立したものの、大証承認株主総会において、本合併契約の承認議案、大証吸収分割契約の承認議案、本合併契約に定める内容の定款変更議案若しくは本合併契約に定める対象者における取締役及び会計監査人の選任議案その他本経営統合に必要な事項として公開買付者及び対象者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、又は東証承認株主総会において、本合併契約の承認議案若しくは東証グループ吸収分割契約の承認議案その他本経営統合に必要な事項として公開買付者及び対象者が別途合意する事項に関する議案のいずれかが否決された場合、d. 平成25年6月30日又は公開買付者及び対象者が別途合意する日のいずれか遅い日までに本経営統合が完了しない場合のいずれかに該当する場合には、将来に向かって終了する。
- (g) 上記(f)のc.及びd.の場合により本統合契約が終了した場合であっても、（ ）公開買付者及び対象者は、本経営統合又は両者間で別途合意する業務提携等の速やかな実現に向けた協議及び努力を継続すること、（ ）公開買付者は、公開買付者及び対象者の間で別途書面により合意しない限り、対象者の株主総会において本経営統合の趣旨に反する株主提案権を行使せず、かつ、対象者の取締役会が株主総会に提出する取締役選任の議案、監査役選任の議案及び剰余金配当の議案（但し、いずれかの議案が本経営統合の趣旨に反するものである場合には、公開買付者及び対象者は事前に協議するものとする。）並びに本経営統合の趣旨に反しないその他の議案に対して、その保有する対象者の株式に係る議決権の全部について賛成の議決権行使をすること（但し、かかる規定に従うことが、公開買付者の取締役の善管注意義務に違反することが合理的に明らかである場合には、この限りではない。）、（ ）公開買付者は、本統合契約で合意された統合持株会社のガバナンス構成を実現するために、公開買付者及び対象者の間で協議の上、必要な修正を加えた本経営統合のための契約（但し、公開買付者又は対象者は、不合理に当該修正を留保又は拒否できないものとする。）の承認議案を、その都度、当該契約締結の後に開催される公開買付者の株主総会（定時株主総会だけでなく、臨時株主総会も含む。以下同じ。）において提出すること、（ ）公開買付者は、本統合契約の終了後速やかに臨時株主総会を開催の上、対象

者の代表取締役社長を公開買付者の取締役候補者とする取締役選任議案を提出し、その承認を求めるものとし（但し、本統合契約の終了後に速やかに開催される定時株主総会において当該取締役選任議案を提出することができる場合には、臨時株主総会に代えて当該定時株主総会に当該取締役選任議案を提出し、承認を求めるものとする。）、当該株主総会において、当該取締役選任議案が否決された場合には、公開買付者は、公開買付者及び対象者で別途協議の上書面により合意するまでの間に開催される全ての公開買付者の株主総会において、公開買付者及び対象者が別途協議の上合理的に決定する者1名を取締役候補者とする取締役選任議案を、その承認が得られるまで継続して提出すること、並びに（ ）公開買付者は、公開買付者及び対象者間で別途協議の上書面により合意するまでの間、上記（ ）乃至（ ）に定める事項の意義を実質的に没却するようないかなる行為（本統合契約締結日現在におけるいずれかの対象者の取締役又は監査役の解任を含むが、それに限られない。）も行わない。

本経営統合の日程

本公開買付けが成立した後の本経営統合の日程（予定）は、以下のとおりです。

東証承認株主総会及び大証承認株主総会の基準日	平成24年秋
本合併契約の締結	
東証グループ吸収分割契約の締結	
大証Mの設立	
大証吸収分割契約の締結	
東証承認株主総会 大証承認株主総会	
東証グループ吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日
本合併の効力発生日	平成25年1月1日
大証吸収分割の効力発生日	平成25年1月1日

本経営統合後の状況

(a) 統合持株会社の概要

商号	株式会社日本取引所グループ（仮称）
事業内容	株式会社金融商品取引所の経営管理
本店所在地	東京都中央区
形態	委員会設置会社
事業年度の末日	3月31日

本合併の効力発生日における統合持株会社の取締役の人数及び構成は、本合併契約の締結時までに両社が別途協議の上合意する者（但し、当社の代表執行役社長及び対象者の代表取締役社長を含むものとし、また両社がそれぞれ指名する社外取締役の人数は同数）とします。また、本合併の効力発生日において、当社の代表執行役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCEO（最高経営責任者）、対象者の代表取締役社長が統合持株会社の代表権を有するグループCOO（最高執行責任者）に就任する予定です。

(b) 本経営統合後の組織再編の概要

統合持株会社は、本合併後に速やかに行う子会社の組織再編については、市場利用者の意向を考慮しつつ、現物市場運営会社を東証、デリバティブ市場運営会社を大証M、自主規制法人を東京証券取引所自主規制法人、清算機関を株式会社日本証券クリアリング機構とする企業グループを形成します。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ市場(スタンダード)						
	平成24年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	445,500	468,000	466,000	463,500	457,500	454,500	462,000
最低株価	440,500	445,500	456,000	456,000	445,000	445,500	449,500

(注) 平成24年7月については、7月10日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月14日近畿財務局長に提出
事業年度 第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月13日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社大阪証券取引所 東京支社
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

5 【その他】

該当事項はありません。